

四国圏広域地方計画

このまちで、暮らしたい
～誰もが活躍し、豊かに暮らせる四国～



2026年（令和8年）6月
国土交通省

2026年（令和8年）6月30日 決定・公表

この計画は、国土形成計画法第9条の規定に基づき、四国圏広域地方計画協議会における協議等を経て、2026年（令和8年）6月30日に決定・公表したものである。

目 次

| | |
|--|----|
| 第1章 はじめに | 1 |
| 第1節 計画の意義 | 1 |
| 第2節 計画の位置づけ | 2 |
| 第3節 対象区域 | 2 |
| 第4節 計画期間 | 2 |
| 第2章 四国圏の発展に向けた方針 | 3 |
| 第1節 四国圏の概要・現状と課題 | 3 |
| 1. 四国圏の概要 | 3 |
| 2. 四国圏の現状と課題 | 3 |
| (1) 南海トラフ地震に対する安全・安心の確保 | 3 |
| (2) 近年の気候変動により激甚化・頻発化する風水害への備え | 4 |
| (3) 急速に老朽化する社会インフラのメンテナンス | 5 |
| (4) 2050年カーボンニュートラルの実現、生物多様性の保全・再生・創出 .. | 5 |
| (5) 深刻化する人口減少、少子高齢化への対応 | 5 |
| (6) 持続可能な地域づくり | 6 |
| (7) 四国圏の魅力・豊富な地域資源を生かした観光活性化 | 6 |
| (8) 国内外との交流を促進し対流を促す結びつきの強化 | 8 |
| (9) 多様な人々の社会参画等 | 9 |
| (10) 地域産業の競争力強化 | 10 |
| 第2節 四国圏の将来像 | 13 |
| 1. 四国圏の将来像 | 13 |
| (1) 強くしなやかに自然と共生する安全・安心な四国 | 13 |
| (2) 人と地域が混ざり合い新たな魅力を創造する四国 | 13 |
| (3) 誰もが活躍し、豊かに暮らせる四国 | 13 |
| 2. 将来像を実現するための4つの視点 | 13 |
| (1) 弱みを強みに変える | 13 |
| (2) 多様性を生かし、連携による総合力を発揮 | 14 |
| (3) 多様な人材の育成と多機能な施設の整備 | 14 |
| (4) 四国ならではの豊かさの再認識 | 14 |
| 第3章 四国圏の発展に向けた目標 | 15 |
| 第1節 四国圏の目標 | 15 |
| (1) 南海トラフ地震や風水害に対応する安全・安心な四国 | 15 |
| (2) 気候変動対策や自然環境の保全・利活用により自然と共生する四国 | 15 |
| (3) 個性ある地域が連携して活力あふれる四国 | 15 |
| (4) 歴史・文化、風土を生かした交流・連携により人をひきつける四国 | 16 |
| (5) 多様性が尊重され、誰もが生き生きと活躍する四国 | 16 |
| (6) 地域産業の成長と創出により競争力を発揮する四国 | 16 |

| | |
|--|----|
| 第2節 四国圏の発展に向けた広域連携プロジェクト | 17 |
| 1. 南海トラフ地震や風水害に対応する安全・安心な四国 | 17 |
| 1.1 大規模自然災害への防災力向上プロジェクト | 17 |
| (1) 巨大災害から生命と暮らしを守る | 17 |
| (2) 災害に強い圏域づくりに向けた取組の促進 | 21 |
| 1.2 戦略的なインフラメンテナンスプロジェクト | 24 |
| (1) 地域の暮らしを支える社会インフラのメンテナンスを推進 | 25 |
| (2) 持続的なインフラメンテナンスのための体制・仕組みづくり | 25 |
| 2. 気候変動対策や自然環境の保全・利活用により自然と共生する四国 | 26 |
| 2.1 四国脱炭素プロジェクト | 26 |
| (1) エネルギーミックスの見直しを考慮したエネルギーの安定供給 | 27 |
| (2) 地域産業の円滑な脱炭素化等の促進 | 27 |
| (3) 地域・暮らしの円滑な脱炭素化等の促進 | 28 |
| 2.2 サステナブル四国プロジェクト | 29 |
| (1) 森林や海洋の自然環境の保全・利活用 | 29 |
| (2) 身近な生活環境の保全と循環型社会の推進 | 31 |
| (3) 美しい風土を生かし、豊かな自然と共生する持続可能な地域づくり | 32 |
| 3. 個性ある地域が連携して活力あふれる四国 | 33 |
| 3.1 地域の豊かさと生活の質向上プロジェクト | 33 |
| (1) 持続可能な生活圏の実現 | 34 |
| 3.2 シームレスな四国を実現する交通・通信基盤整備プロジェクト | 37 |
| (1) 地域生活圏どうし、及び域外とをつなぐ広域交通ネットワークの高質化 | 37 |
| (2) 地域公共交通の再構築の促進 | 39 |
| (3) デジタル社会の基盤を担う電力・通信インフラの整備 | 40 |
| 3.3 四国の土地・建物の保全・管理プロジェクト | 40 |
| (1) 適切な土地・建物の利用・管理 | 41 |
| 4. 歴史・文化、風土を生かした交流・連携により人をひきつける四国 | 42 |
| 4.1 四国らしさを生かした持続可能な観光プロジェクト | 42 |
| (1) 四国特有の風土の継承と活用による魅力ある地域づくり | 42 |
| (2) 地域資源を活用した持続可能な観光地域づくり | 44 |
| 4.2 観光・交流促進プロジェクト | 46 |
| (1) 受入環境整備と四国の魅力発信による観光活性化 | 46 |
| (2) 圏域内外、国外との連携・交流の促進 | 48 |
| 5. 多様性が尊重され、誰もが生き生きと活躍する四国 | 48 |
| 5.1 ダイバーシティ形成プロジェクト | 48 |
| (1) 多様なライフスタイルが実現できる魅力ある地域づくり | 49 |
| (2) 魅力ある就業機会の創出 | 51 |

| | | |
|-----|---------------------------------|----|
| 5.2 | 安心して暮らせる四国づくりプロジェクト | 52 |
| (1) | 共助社会づくりの推進と新たな担い手の創出 | 53 |
| (2) | 交流人口の増大、移住・定住促進による地域活性化 | 54 |
| 6. | 地域産業の成長と創出により競争力を発揮する四国 | 55 |
| 6.1 | 未来の四国を担う産業成長プロジェクト | 55 |
| (1) | DX、GX、SDGs等事業環境の変化に応じた地域産業の成長促進 | 55 |
| (2) | 地域産業への投資拡大と生産性向上による成長促進 | 56 |
| (3) | 連携やイノベーションによる地域産業の創出促進 | 56 |
| (4) | 技術力や魅力の向上による新たな市場・販路の拡大 | 58 |
| 6.2 | 農林水産業の生産力・付加価値向上プロジェクト | 58 |
| (1) | 農林水産業の生産力向上と持続性の実現 | 58 |
| (2) | 持続可能な林業の展開と新たな取組の推進 | 61 |
| 6.3 | 四国の産業の次世代を担う人材育成プロジェクト | 62 |
| (1) | 産業の成長力を支える人材の確保・育成 | 62 |
| (2) | 多様な人材が学び、成長し、活躍できる環境づくり | 63 |
| 7. | 他圏域との連携により強みを発揮する四国 | 64 |
| 7.1 | 他圏域との連携プロジェクト | 64 |
| (1) | 圏域を超えた生活圏形成 | 65 |
| (2) | 西日本回廊形成 | 65 |
| (3) | 西日本カーボンニュートラルエリア形成 | 65 |
| (4) | 西日本物流効率化 | 65 |
| (5) | 西日本広域観光 | 66 |
| (6) | 西日本広域防災 | 66 |
| (7) | 瀬戸内海等の環境保全・再生 | 66 |
| 第4章 | 計画の推進等 | 67 |
| 第1節 | 他計画・施策との連携 | 67 |
| 第2節 | 計画の推進体制 | 67 |

第1章 はじめに

第1節 計画の意義

2015年8月に閣議決定された第二次国土形成計画（全国計画）を踏まえ、2016年3月に第二次四国圏広域地方計画が策定されてから約10年が経過する中、国土をめぐる社会経済状況は大きく変化し、現在は時代の転換点ともいえる局面にある。

人口面においては、全国的な規模で急激な人口減少や少子高齢化が進行しており、特に、生産年齢人口の減少による職業ドライバーや介護職員の不足、建設業の職人の高齢化等が顕在化し、事業継続が困難になっている例がある。加えて、若年層や女性の流出による地域衰退や少子化も相まって、暮らしに不可欠な諸機能の確保への懸念が高まっている。四国圏においても、人口減少は全国より25年早く進行し、生産年齢人口は2023年時点で四国圏の総人口の約50%（人口推計）であり、担い手の確保への懸念も高まっている。

リスク面においては、平成28(2016)年熊本地震や令和6(2024)年能登半島地震のような大規模地震や、四国圏においても平成30(2018)年7月豪雨（西日本豪雨）を始めとする激甚化・頻発化する風水害等、自然災害リスクが増大しており、太平洋側を中心とする広範囲に甚大な被害を与えると予測されている南海トラフ地震の発生可能性も高まっている。また、全国各地で各種インフラの老朽化が進行しており、四国圏においても道路管理者が管理する橋梁は約48,000橋あり、2028年には国管理の橋梁の約50%が建設後50年を経過するため、予防保全によるインフラメンテナンスにかかるトータルコストの縮減等が求められている。なお、国として、地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けた2050年カーボンニュートラル¹の実現が必要となっているが、経済面から見るとカーボンニュートラル実現に向けた環境対策は、産業構造の大転換と力強い成長を生み出す鍵になり得るものでもある。

国際情勢の面においては、著しい新興国の経済成長や国際情勢の緊迫化により、世界的にエネルギーや食料の需給リスクが顕在化しており、我が国におけるエネルギーや食料の安定供給の必要性が高まっている。

産業面においては、国際競争の激化が見られ、世界経済において低成長下にある我が国は、国際競争を生き抜くために国内産業の競争力強化が求められている。また、AI等の発達により産業面でのDXは日々加速しつつあり、デジタル技術を有する専門人材の育成は急務となっている。四国圏においても、産業の基盤を支える交通（陸・海）インフラや通信インフラの整備も求められている。

生活面においても、デジタル化が急速に進展しており、地方の社会課題解決や新しい付加価値創出のためにデジタル技術を活用していくことが期待されている。また、新型コロナウイルス感染症の拡大からの収束を経て、新しい生活様式が浸透し、居住地に縛られない新しい働き方や地方への関心の高まりを、地方の活性化や担い手確保につなげていくことが求められている。

¹ 温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。COP21で採択されたパリ協定において設定された「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成する」という国際的な目標を契機に、日本政府は2020年10月、2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言した。

国内交流面においては、リニア中央新幹線の開業により東京、名古屋、大阪の三大都市圏が一体化した「日本中央回廊」が形成され、世界からヒト・モノ・カネ・情報を引き付ける新たな交流圏域が形成されようとしている。

四国圏広域地方計画（以下「本計画」という。）は、四国圏を取り巻くこれらの潮流や課題に対して適切に対応し、四国圏の自立的・持続的発展に向けた将来展望を描くため、2023年7月に策定された第三次国土形成計画（全国計画）を踏まえ、総合的かつ広域的な観点から、将来の四国圏の発展における基本的方向を展望し、重点的・戦略的に取り組むべき事項を示すものである。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、国土形成計画法第9条に基づく「四国圏」についての「広域地方計画」として、四国圏における国土形成の方針及び目標と広域的見地から必要とされる主要な施策を定めるもので、今後の四国圏が果たすべき役割と目指すべき方向を定め、新しい四国圏の実現に向けた地域の戦略を明らかにしていくことを目的とする。

また、地域づくりに参画する地域住民、民間事業者・団体等の多様な主体に対し、四国圏の未来を映し出す鏡として、進むべき道筋を示す指針となるものでもある。

第3節 対象区域

本計画の対象区域は、国土形成計画法及び同法施行令に基づく、四国圏（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県を一体とした区域）である。

第4節 計画期間

本計画の計画期間は、2050年、更にもその先の長期を見据えつつ、今後おおむね10年間とする。

第2章 四国圏の発展に向けた方針

第1節 四国圏の概要・現状と課題

1. 四国圏の概要

四国圏は、面積が約 18,802km² で全国比約 5.0%、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の4県の区域から構成されている。四方を海に囲まれ、北側は世界有数の内海である瀬戸内海、南側は雄大な太平洋に面している。瀬戸内海や紀伊水道、豊後水道をはさんで近畿圏、中国圏、九州圏と隣接しており、本州との間は、本州四国連絡橋の3つのルートにより結ばれている。また、瀬戸内海側を中心に島しょ部を多く擁し、四国4県の合計で71の有人離島が存在する。圏域内には政令指定都市のような大都市は存在せず、4県の県庁所在地が中枢中核都市となっている。

圏域人口は2024年10月1日現在で約353万人（総務省 人口推計）であるが、人口減少・少子高齢化が他の圏域よりも進行している。域内総生産は2022年度で約15兆円（内閣府 県民経済計算、名目）であり、特に造船産業や基礎素材型産業²が盛んで、世界的シェアを誇る企業も立地している。

また、気候は温暖であるが、四国山地を境に南側は降水量の多い「太平洋側気候」、北側は降水量が少なく乾燥した「瀬戸内式気候」に区分されている。圏域中央の東西を貫く急峻な四国山地や日本屈指の清流である四万十川等が存在する等、変化に富む豊富な自然環境を有しているのに加え、四国遍路や金刀比羅宮参拝、阿波おどり等の地域に根付いた歴史文化等が存在している。

2. 四国圏の現状と課題

(1) 南海トラフ地震に対する安全・安心の確保

今後30年以内に、60～90%程度以上（2025年1月1日時点）の確率で最大クラスのマグニチュード8～9の規模の南海トラフ地震が発生すると評価され、四国圏全体における死者は最大で約10.3万人、負傷者は約25.8万人に上ると推定されている。

太平洋側では最大震度6強～7の強い揺れが生じ、最大津波が20mを超えると予測されている市町村が多く、広域的な浸水と交通ネットワークの寸断が発生する恐れがある。また、瀬戸内海側においても最大震度6弱以上の揺れと2～5mの津波の発生が予測されている。他にも、室戸岬付近で地盤の隆起、太平洋側から瀬戸内海側にかけての広い範囲で地盤の沈降が想定されており、津波により堤防や排水機場が被災した場合、長期間にわたり浸水が継続するため甚大な被害が生じると考えられている。

これらの被害軽減に向けて、緊急輸送道路や耐震強化岸壁等の社会インフラへの地震・津波対策や、地震や津波を考慮したまちづくり等といったハード対策を進める必要がある。

一方、各地域の地形的条件に即した的確な避難方法と救援活動の計画策定、南海トラフ地震臨時情報の運用開始、官民一体となった避難訓練や防災学習の強化、官公庁及び

² ゴム製品、パルプ・紙・紙加工品、プラスチック製品、化学工業、金属製品、石油製品・石炭製品、鉄鋼業、非鉄金属、木材・木製品、窯業・土石製品を含む産業類型。

企業の BCP³策定、デジタル技術を活用した防災・減災、防災人材の育成等、ソフト面を含めた総合的な防災力強化の取組は徐々に進められている。

圏域内だけでは災害対応が難しいことから、本州・九州を中心とする他圏域からの救援活動と被災後の迅速な復旧・復興活動への受援に向けて、他圏域と協力しながら体制を強化している。

特に、甚大な被害が予測されている太平洋側に、本州からの救援部隊を速やかに到達させるためのインフラ整備や体制構築、広域からの救援活動が可能となる港湾と空港の早期復旧に向けた取組を図っている。

(2) 近年の気候変動により激甚化・頻発化する風水害への備え

四国圏は、急峻な地形と圏域を東西に走る構造線によって脆弱な地質構造であることから圏域の約 8 割で崖崩れや土石流が発生する可能性が高い。また、気象庁の日降水量歴代全国ランキングでは、上位 10 地点のうち圏域内の観測点が半分の 5 地点を占めている。豪雨時には流量が急速に増加し水害が発生する急流河川も多い。室戸台風に象徴されるように台風常襲地域でもあり、平成 26(2014)年台風第 11 号・第 12 号では圏域内で浸水家屋 2,703 戸、浸水面積 6,747ha に及ぶ被害が発生する等、大規模な風水害が発生しやすい地域特性を有している。

また、近年は集中豪雨等の増加による大規模な土砂災害や河川の氾濫の発生も多い。特に平成 30(2018)年 7 月豪雨（西日本豪雨）においては、愛媛県宇和島市で多数の土砂崩れ発生等により 13 人が死亡、長期間にわたり断水に陥る地区もあり、河川の氾濫や土砂崩れにより愛媛県西予市で住家被害（損壊・浸水）が 592 棟、5 人が死亡、愛媛県大洲市で、住家被害（損壊・浸水）が 2,886 棟、約 1,372ha が浸水、4 人が死亡するなど、多大な被害を被った。

そのため、気候変動に伴い激甚化・頻発化する風水害への被害の最小化に向けた対策が求められており、2020 年 7 月に社会資本整備審議会河川分科会では「あらゆる関係者が流域全体で行う流域治水への転換」を答申した。

その後、2021 年には、都市部の河川流域における浸水被害対策の法的枠組みとして 2003 年に制定された「特定都市河川浸水被害対策法」の改正や、流域治水関連法が一部施行され、「流域治水」を進めるための様々な制度が拡充され、「流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議」も組織されるなど、情報を迅速かつ確実に伝達できるよう、情報伝達手段の多様化・多重化・強靱化を図るとともに、迅速かつ的確な避難対策や応急対策等の防災体制の構築に取り組んでいる。

一方、北の中国山地と南の四国山地に挟まれた瀬戸内地域は、年間の降水量が少なく乾燥する特有の気候（瀬戸内式気候）が見られるため、全国有数の少雨地帯が存在し、吉野川や重信川、肱川、那賀川等の各水系のダムではたびたび取水制限を行う等、慢性的な

³ 「Business Continuity Plan」の略で、日本語では「事業継続計画」と訳される。自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限に留めつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を取り決めておく計画のこと。

漏水が発生しているため、その対策を進めている。

（３）急速に老朽化する社会インフラのメンテナンス

四国圏においては、2021年現在、国管理の橋梁の約4割が建設後50年以上を経過することを始め、河川、ダム、砂防、海岸、道路、上下水道、港湾、空港等の社会インフラの老朽化が加速度的に進行しているため、将来にわたり四国圏の住民が安全に安心して暮らせるように、計画的で持続可能なインフラメンテナンスが必要である。

しかし、圏域内では、地方公共団体がそれぞれに多数の社会インフラを管轄しているため、インフラメンテナンスを行う上での予算の不足や、少子高齢化等により建設業界を中心に専門技術を保有する人材が減少・不足している。

（４）2050年カーボンニュートラルの実現、生物多様性の保全・再生・創出

四国圏は、愛媛県の東予地域の臨海部に多くの企業が集積し、四国圏全体のCO₂排出量の約1/4を占めているため、産業部門全体のCO₂排出量が多く、全国的に見て圏域内の総生産当たりのCO₂排出量が中国圏に次いで多くなっており、持続可能な社会づくりを目指す2050年カーボンニュートラルの実現に向けた早期の計画的な取組が求められている。そのため、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の施策とも連携して取組を進めていく必要がある。

四国圏は、圏域内における森林の割合が74%と他の地方圏（東北圏、北陸圏、中国圏、九州圏）の平均を上回る上、四方を海に囲まれているため、豊富な森林資源と美しい海洋資源等自然豊かな地域特性を有するとともに生物多様性に富んでおり、これらは、四国圏の住民が健康的な生活を送るための基盤として生活に様々な恩恵をもたらすものである。しかし、瀬戸内海等の白砂青松の海岸線、足摺岬一帯や宇和海のサンゴ群生等四国圏の多様かつ豊富で誇るべき自然が、人間の諸活動の変化により失われつつある。

そのため、自然と共生する社会の実現を目指して、今後も圏域の魅力の一つである美しい山、川、海、島の自然環境の保全・再生・創出を進めていく必要がある。

（５）深刻化する人口減少、少子高齢化への対応

四国圏の人口は2024年10月1日現在約353万人で、全国の約3%に相当し、1985年をピークに人口が減少に転じている。また、近年は若年層を中心とした人口流出が見られ、20～24歳の転出超過数が2015年以降一貫して5千人を上回っており、女性も若年層で転出超過の傾向にある。合計特殊出生率⁴は、2010年から僅かに上昇し2017年は1.57に達したが、2018年以降は低下傾向にある。

こうしたことから、四国圏は全国と比べて人口減少率が高く高齢化率（34.7%）⁵も高いため、担い手不足や地域活力の低下が懸念されている。一方、職住近接で産婦人科・小児科等の医療施設が多く、待機児童数も少ない等、相対的に子育てしやすい環境にある。

⁴ 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した指標。1人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを生むかを表す。

⁵ 総務省「人口推計（2014年（平成26年）10月1日現在）」

また、デジタル技術の利活用によるサテライトオフィスの誘致促進やコワーキングスペースの設置が、徳島県を中心に進展している。

(6) 持続可能な地域づくり

四国圏においては、少子高齢化と人口減少が進展しており、特に中山間地域、半島部、島しょ部を中心に過疎化が深刻化し、香川県を除く3県では県庁所在地とその周辺市町村等を除いた県土の大半が過疎地域で、2022年現在、圏域内の53市町村が法に規定される全部過疎⁶となっている。そのため、空き家や荒廃農地が増加し、四国圏の空き家率は2023年現在で19.9%と全国平均13.8%に比べて高い⁷。また、四国圏の荒廃農地面積は、2024年3月末時点で約25,900haとなっており、全国の荒廃農地面積の約10%を占めている。これらの空き家や荒廃農地の管理が適切に行われていない結果として火災や防犯上の懸念、公衆衛生の悪化、雑草や害虫の発生とそれに伴うシカやイノシシ等の野生動物の繁殖、景観の阻害、土地の保水機能の低下による災害危険性の増加等の問題が生じており、問題解決のために地域一体での土地・建物の適切な利用と管理が必要となっている。

また、人口減少の進展により、地域医療や地域公共交通を始めとする生活関連機能サービス等、暮らしに不可欠な諸機能の維持・確保、地域コミュニティの存続が懸念されている。さらに、四国遍路の遍路道等の文化観光資源の多くは中山間地域等の過疎地域に位置しており、集落に暮らす住民のみでは、これらの資源や里地・里山、広大な森林、棚田等の農地を良好な状態に保つことが困難な状況にある。

一方、圏域内各地でまちづくりや移住促進等、地域の活力を生み出す新たな動きが見られ、徳島県神山町での約20年ぶりの高等専門学校新設や、愛媛県西条市でのICTを活用した遠隔合同授業、徳島県での高校と大学が連携した遠隔授業など、島しょ部や中山間地域を始め圏域内各地で実施されている遠隔教育による教育水準の維持・向上、高知県馬路村や徳島県上勝町等の地域資源を活用した村おこし等が実施されている。こうした動きを持続的に多方面からサポートしていくとともに、地域の活力を生み出す新たな方策を検討していく必要がある。

(7) 四国圏の魅力・豊富な地域資源を生かした観光活性化

四国圏は、瀬戸内海国立公園、足摺宇和海国立公園を擁し、風光明媚な多島美、隆起海岸や沈降海岸、四国カルストや石鎚山等の美しい山々と四万十川等の清流、祖谷溪を始めとする溪谷等の美しい風景、四季折々の表情を魅せる森林や棚田等、豊富な自然環境に恵まれている。自然以外にも、先人が遺した英知の結晶である土木遺産や、他圏域ではあまり経験できないようなホエールウォッチング等の観光資源となる風景、四国遍路や金刀比羅宮等の信仰文化、日本三古湯の一つといわれる道後温泉、地域の歴史・文化と調和した歴史的なまちなみ、「阿波おどり」や「よさこい祭り」等の伝統ある踊りなど、全

⁶ 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、人口減少率、高齢化比率、財政力指数等の要件を基に国が指定する市町村。

⁷ 総務省「令和5年住宅・土地統計調査」

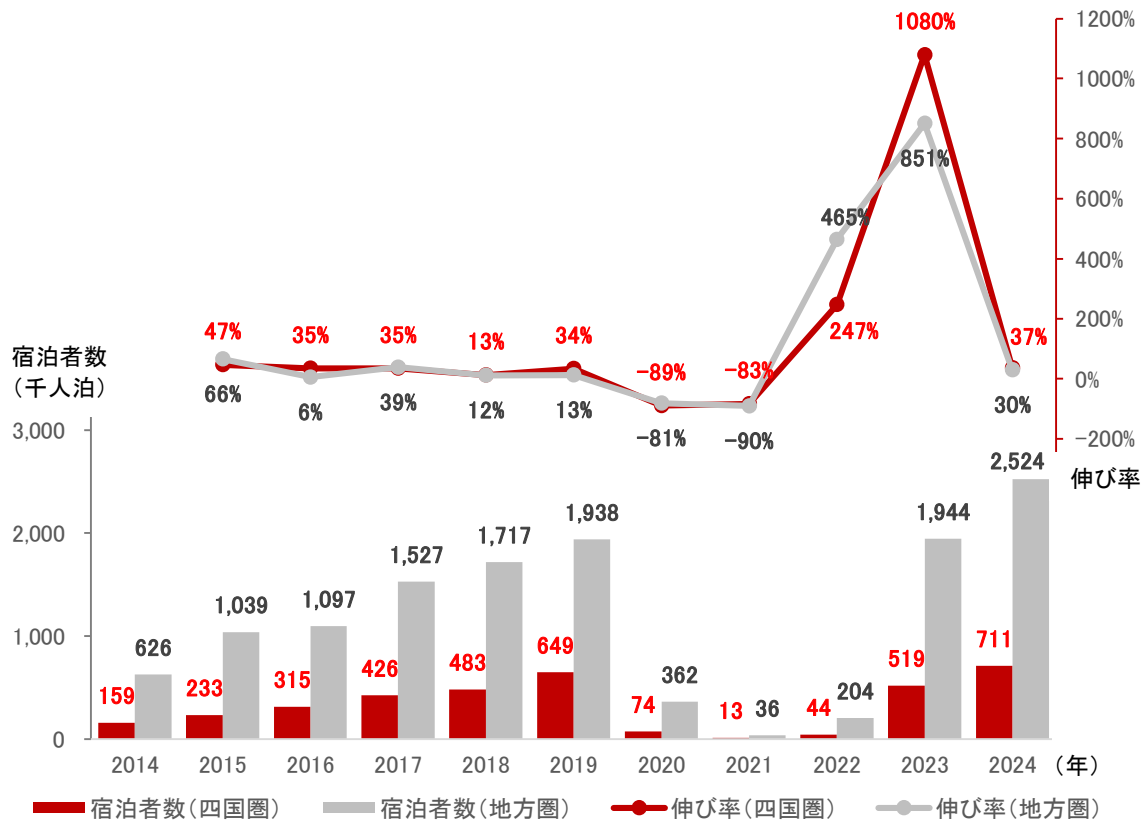
国的にも知られた有形無形の歴史・文化資源を有している。また、香川県の「讃岐うどん」や徳島県の「すだち」、愛媛県の「みかん」、高知県の「かつお」等の食文化も数多く有している。さらに、2010年に海の復権を掲げスタートした「瀬戸内国際芸術祭」の主要開催地として、現代アートの発信地の1つとしての認知も定着してきている。

四国八十八箇所霊場を巡拝するお遍路さんは「同行二人」として常にお大師さま（弘法大師）と共にいるとされ、地元の人々の善意による「お接待」の文化は、お遍路さんの精神的な癒しとなっており、「四国遍路」は、精神のリフレッシュ、心を洗う精神修養の場として支持され、国内外から多くの人々が訪れ、「おもてなしの心」による癒しを体感している。また、お遍路さんが通行する「遍路道」は延長1,200～1,400kmといわれ、昔から地元の人々が自主的に整備・保全してきた。

さらに、四国と本州を結ぶ「瀬戸内しまなみ海道」は、アメリカCNNのトラベル情報ウェブサイトで「世界7大サイクリングロード」に選ばれる等、四国圏は国内外のサイクリストに人気を集めている。また、国際認証機関グリーン・デスティネーションズが毎年選定する「世界の持続可能な観光地TOP100選」に、これまでに香川県丸亀市、三豊市、小豆島町、愛媛県大洲市、徳島県三好市、高知県黒潮町が選定されている。

こうした歴史・文化、食等の個性ある地域資源が各地域に存在し、多数の観光客を獲得可能な観光地としてのポテンシャルを有しているため、圏域を訪れるインバウンドは、図1の外国人宿泊者の推移のとおり増加傾向にあるが、観光地としての四国圏の認知度は他の圏域に比べて低い。

増加傾向にあるインバウンドの更なる取り込みと停滞状況にある国内需要の喚起に向けて、国内外に向けた各種のプロモーション活動と四国圏の魅力発信の強化を一層進めていく必要がある。



※地方圏：東北圏・北陸圏・中国圏・九州圏の平均値

※2020-2022年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための入国制限措置の影響により急減している
出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

図1 主に観光目的の延べ宿泊者数（外国人）の推移

(8) 国内外との交流を促進し対流を促す結びつきの強化

四国圏は、図2の旅客流動の変化のとおり他圏域と比べて圏域内外における人流と物流の動きが弱く、地域社会の活性化や地場産業振興のために、新たな視点と多様な価値観をもたらす圏域外との人的交流の促進と移住者の増加に向けて、関係人口⁸の創出・拡大・深化を図る取組が求められている。

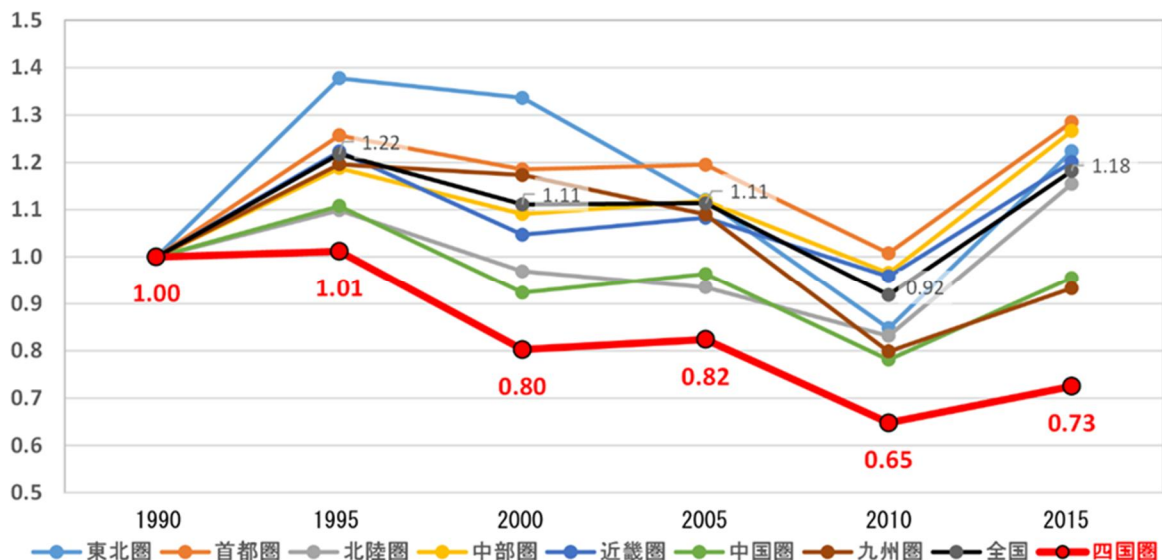
人流と物流の促進だけでなく、災害に備えたりダンダンシー確保・国土強靱化を図る必要がある。

四国各県は、転出者数の増加により人口は減少しているものの、移住者数は概ね増加傾向にある。特に愛媛県では、2021年度に4,910人の移住者があり、前年度(2020年度)比で約2.0倍、4年前の2017年度との比で約4.5倍に増加している。2022年度にはさらに増加し、その後も7,000人前後を維持している。また、徳島県神山町、美波町、香川県琴平町など、一部では東京や大阪など大都市圏からの転入超過が継続している市町村もある。コロナ禍を契機としたテレワークやワーケーション等の浸透の流れを受けて、関係人口の創出・拡大・深化の取組により、移住者の増加につなげる必要がある。

⁸ 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

リニア中央新幹線の整備により、三大都市圏が一体化した新たな交流圏域「日本中央回廊」の形成が期待されており、これまでの枠を超えた新たな広域ネットワークの形成が可能となる。

新幹線ネットワークは、地域の相互の交流を促進し、我が国の産業の発展や観光立国の促進など、地方創生に重要な役割を果たすとともに、災害時のリダンダンシーを確保し、迅速な人命救助や避難、経済活動の維持・継続、早期の復旧・復興を支えるものと考えられる。北陸や九州などで整備が進む一方、四国の新幹線（四国新幹線及び四国横断新幹線）は基本計画路線に位置付けられている。基本計画路線を含む幹線鉄道ネットワークについて、地域の実情も踏まえ、幹線鉄道の高機能化に関する調査や方向性も含めた検討など更なる取組を進める必要がある。なお、四国新幹線整備促進期成会によると、四国の新幹線の整備による時間短縮効果は、リニア中央新幹線の効果も相まって、各県庁所在地から新大阪まで約1.5時間、東京まで3時間以内で結ばれるとされており、四国の新幹線の早期実現に向けた署名活動では、45万筆以上が集まっている。



出典：国土交通省「全国幹線旅客純流動調査」⁹

図2 圏域外との旅客流動の変化率の推移（平成2年を1.0とした場合）

（9）多様な人々の社会参画等

四国圏においては、人口減少や少子高齢化の急速な進行により、労働力不足が深刻化しつつあるとともに、コミュニティ活動等の地域づくりを担う人材も減少しつつあり、多方面において、若者、女性、高齢者、障がい者、外国出身者等の多様な人材の社会参画が重要となっている。

雇用面においては、健康寿命が延びたことにより、元気に活躍する場を求める高齢者

⁹ 通勤・通学以外の目的で、幹線交通機関（航空、鉄道、幹線旅客船、幹線バス、乗用車等）を利用し、都道府県を越える国内旅客流動について、出発地から目的地までの流動を調査対象として実施。

が増加し、それを受けて高齢者の力が発揮できる場の創出が図られつつある。また、民間企業による障がい者の雇用機会の創出も徐々に図られつつあり、2024年の圏域内企業の障がい者実雇用率は平均2.5%、法定雇用率達成企業の割合は同54.7%、法定雇用率を達成した企業数は1,790である。

女性の社会参画状態を管理職への登用状況で見ると、徳島県や高知県では、2021年時点で女性管理職の比率が10%強と全国平均(8.9%)より高く、更に活躍する女性を創出するため、出産・育児におけるサポート環境の充実、仕事とプライベートのバランスに配慮した職場環境の整備等の促進を進めていく必要がある。

また、2023年4月、徳島県神山町に「神山まるごと高専」が開学し、テクノロジー・デザイン・起業家精神を身につけた、未来の担い手を育成している。このように地域活力の向上を図るため、将来を担う若者を対象とした、地域をまとめるリーダーの育成・確保と、リーダーとともに地域づくりを担う組織の育成を進めていく必要がある。

(10) 地域産業の競争力強化

四国圏の産業構造を見ると、2019年時点で第1次産業、第2次産業の割合が全国よりも高く、県別に見ると、全国に比べ、高知県で第1次産業、第3次産業の割合が高く、徳島県、愛媛県で第2次産業の割合が高くなっている。

四国圏の域内総生産(GRP)は概ね14兆円前後で推移し、製造品出荷額等は約11.3兆円(2022年)、近年の全国シェアはいずれも約3%である。

瀬戸内～徳島県東岸に出荷額が概ね1,000億円以上の市町が連なり産業の中心地となっている。なかには、今治市のタオルや東かがわ市の手袋など、全国シェアの半分以上を占める製品も存在している。また、圏域全体で、独自の技術力や研究開発等により、特定の分野で日本一・世界一のシェアを占める企業が70社程度位置し、なかでも生産用機械製造業や化学産業の分野に多く存在する。人口千人当たりの特許及び実用新案出願件数は、地方圏の中では四国圏が最も多く、地方圏平均の件数を大きく上回っている等、確かな力のある企業が多く存在している。

第1次産業では、愛媛県の柑橘類、高知県のなす、香川県のブロッコリー、徳島県のれんこんなど全国トップクラスの産出額を誇る農産物が多く、また、養殖業では愛媛県の産出額が全国1位であるなどの強みを持っている。今後もこれらの強みを維持しながら、食料確保の観点からも第1次産業の振興を図る必要があり、生産コスト削減や産地収益力の向上、スマート技術の導入を図るとともに、圏域産品の商品力強化のためのブランディング、新たな市場・販路の拡大に向けた各種取組を進めていく必要がある。

第2次産業では、2024年現在、基礎素材型産業の割合が約52%を占め、四国圏の強みとなっているが、幅広い産業の裾野を有する加工組立型産業の集積は少ない。業種別では、基礎素材型の非鉄金属、パルプ・紙の占める割合が全国よりも高い一方で、加工組立型の輸送用機械の割合が低く、その9割以上を造船が占めている。

現在進行しつつあるSDGs等グローバルな事業環境の変化に圏域の企業が対応していくためには、DXやGXの積極的活用や、四国圏が優位性を持つ基礎素材型産業の高度化、成

長関連産業の戦略的な創出・集積等を進め、地域産業の生産性向上と成長促進が必要となっている。また、圏域内においては企業から臨海部の産業立地に関する引き合いが多くある一方、臨海部の用地が不足しているため、十分な産業用地の確保が必要である。

圏域企業の99.9%、従業者の87.1%が中小企業で占められており、四国経済の活性化には、経営基盤強化や労働生産性の向上などにより、積極的に中小企業の振興を図る必要がある。さらに、地方に多く立地し、大企業よりも従業員数や給与総額の伸び率が高く、地域の若年層の所得増加を通じた少子化対策にも貢献している中堅企業についても、地域経済のけん引役として重点的に支援する必要がある。

また、新しい取組にチャレンジできる機会の創出や産学官連携によるイノベーション等により、地域に新たな産業を創出することや、圏域内外の若者を中心に多様な年齢層に対して四国圏での就業の魅力をアピールすることも求められている。

近年、AI・デジタル技術の浸透に伴い重要性が増すデータセンターの地方分散の推進にあたっては、国際海底ケーブルの陸揚げ拠点の整備やオール光ネットワーク技術の実装を進めつつ、電力と通信の効果的な連携（ワット・ビット連携）の下、脱炭素電力が豊富な地域など電力インフラから見て望ましい地域や、大規模災害時のデジタルサービスの維持に資する地域へのデータセンターの誘導の観点も含め、検討を進める必要がある。

デジタル技術の徹底活用を行う上で重要な社会基盤である四国圏の光ファイバ網の整備率は約97%であり、愛媛県、高知県にまたがる山間部や、高知県南西部などでの整備が遅れている。また整備済みの地域においても、通信需要の増大に対して必要な投資が進まず、通信環境の品質確保・更新が課題となっている地域が存在する。

また、5Gに代表される携帯電話等は、国民生活に不可欠なサービスとして電気通信事業者がエリア展開しており、現在、その四国圏の人口カバー率は県ごとに91.9～98.9%（最小～最大値）である。地理的条件や事業採算上の問題により携帯電話等を利用することが困難な地域には、地方公共団体主導で総務省の補助を活用したエリア化がすすめられているが、中山間地域や、半島部、島しょ部の一部においては電波が届かないエリアは残されている。

このような通信環境の地域格差は、産業基盤を支える通信や交通等の社会インフラのDX推進の制約となっており、人口減少等の社会課題解決を都市以上に急ぐ必要がある地方においては、早急に解決すべき問題である。

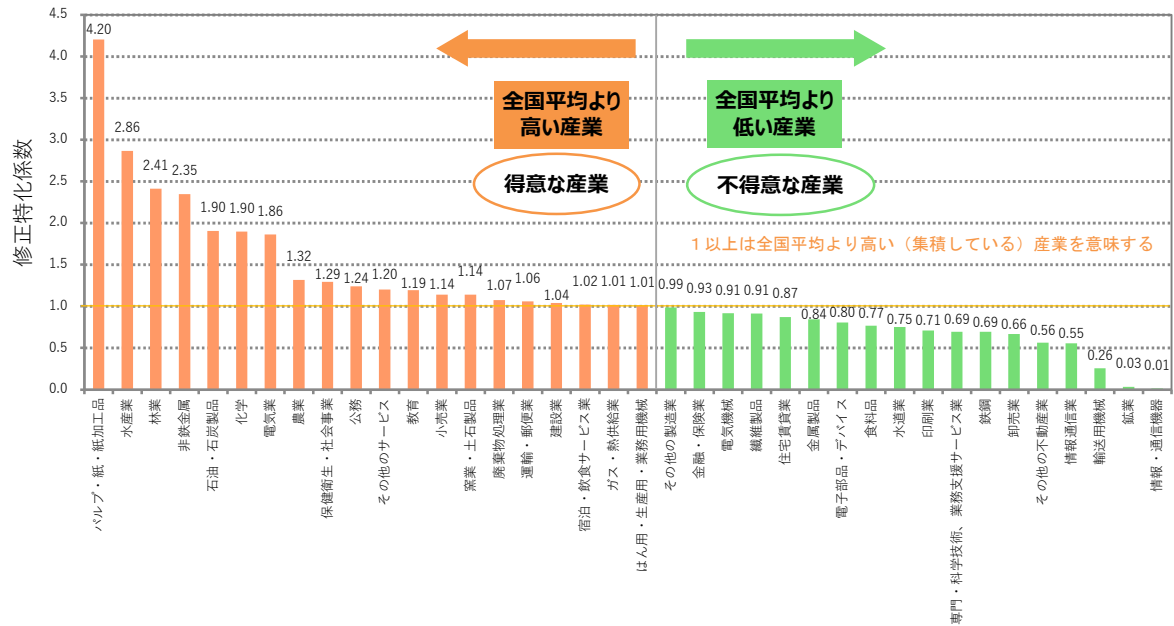
また、地域産業の競争力を強化するには、デジタル技術で様式を変えた新たな形態での分業が必要となる。

四国圏の産業等の強みを客観的に把握するため、環境省、(株) 価値総合研究所「地域経済循環分析（2022年版 Ver.9.1）」を用いて確認を行った。

産業別修正特化係数（生産額ベース）¹⁰は、図3のとおりであり、全国と比較して得意としている産業は、パルプ・紙・紙加工品、水産業、林業、非鉄金属、石油・石炭製品、化学等である。同係数の上位5位は図4のとおりである。四国圏の産業構造について、豊

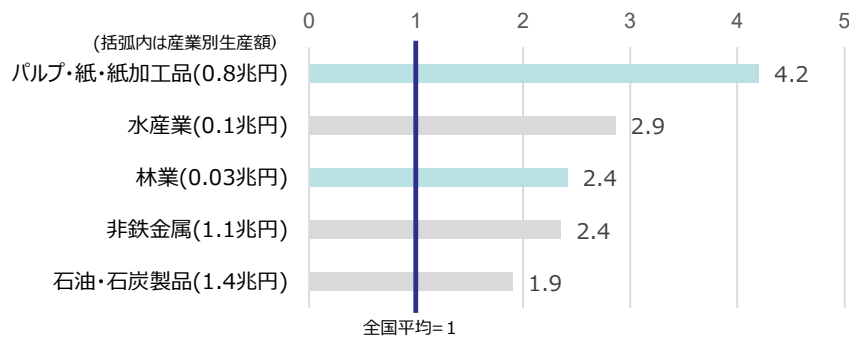
¹⁰ 環境省、(株) 価値総合研究所「地域経済循環分析（2022年版 Ver.9.1）」より作成。産業別修正特化係数（生産額ベース）とは、圏域内の産業別生産額構成比を全国平均と比較し、貿易を考慮した係数であり、同係数が1を超える産業は全国平均よりも強みのある産業（集積している産業）である。

かな自然環境も生かし、木材、紙等の基礎素材型産業の製品出荷額のシェアが全国平均より多い(図5)。



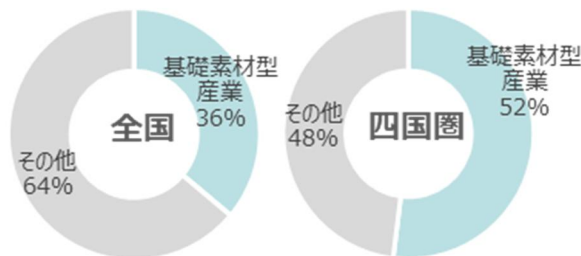
(出典)環境省、(株)価値総合研究所「地域経済循環分析(2022年版 Ver.9.1)」より作成

図3 産業別修正特化係数(生産額ベース)



(出典)環境省、(株)価値総合研究所「地域経済循環分析(2022年版 Ver.9.1)」より作成

図4 産業別修正特化係数上位5位および生産額¹⁰



(出典)総務省・経済産業省「2024年経済構造実態調査 製造業事業所調査(地域別統計表データ)／

令和7(2025)年8月29日掲載」より作成

図5 産業構造(製造品出荷額)

第2節 四国圏の将来像

第三次国土形成計画（全国計画）において国土構造の基本構想として掲げられた「シームレスな拠点連結型国土」や国土の刷新に向けた6つの重点テーマ及び四国圏の現状と課題を踏まえ、四国圏の将来像及びその実現に向けた視点を示す。

1. 四国圏の将来像

前節における四国圏の現状と課題を踏まえ、次の3点を将来像とする。3点の将来像は相互に関連しており、これらが一体となって新たな四国圏の将来像となる。

（1）強くしなやかに自然と共生する安全・安心な四国

南海トラフ地震や津波、激甚化する傾向にある風水害等の巨大災害から生命と財産を守るため、総合的な防災力の強化と圏域内の連携を強め、他圏域からの受援体制も強化し、人々が安心感を持って暮らせる四国圏を目指す。

ネイチャーポジティブ¹¹の考え方にに基づき、人と圏域の豊富な自然が共生し、次世代にわたり豊かさを享受する四国圏を目指す。

（2）人と地域が混ざり合い新たな魅力を創造する四国

多種多様な自然環境、風土と歴史に根差した観光資源と地場産業等、四国ならではの特徴を生かしながら、四国圏域内はもとより四国以外の地域に居住する人々等、多様な人や地域が集い、つながり、連携し、新たな魅力を造り出す四国圏を目指す。

（3）誰もが活躍し、豊かに暮らせる四国

若者、女性、高齢者、障がい者、外国出身者等、あらゆる人々の社会参画を推進し、性別、年齢、出身地等に関わりなく、誰もが挑戦・活躍できる四国圏を目指す。

デジタル技術を地方の社会課題を解決する上で極めて有効な手段として、また、新しい付加価値を生み出す源泉として徹底活用し、新たな産業と暮らし方を実現する四国圏を目指す。

2. 将来像を実現するための4つの視点

前述に示した将来像を実現していくために、四国圏の特徴を踏まえ、多様な主体が連携し、次の4つの視点を考慮して臨んでいく。

（1）弱みを強みに変える

四国圏は、南海トラフ地震等の巨大災害の発生リスク、全国に先駆けて進行している人口減少や少子高齢化等、課題の多い地域である。

これらの課題解決への挑戦を通じて、防災先進地としての整備や豊かな社会の実現、

¹¹ ネイチャーポジティブとは日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」こと。

新たなビジネスの創出等を図り、弱みを強みに変え、全国へ展開可能な先進モデルを構築し、新たな四国圏の成長力を生み出すとともに、四国圏に暮らす人々が未来に希望を持てるようにする。

(2) 多様性を生かし、連携による総合力を発揮

四国各県にはそれぞれ特徴と魅力のある地域資源が存在しており、各県の多様性や独自性をカルテット（四重奏）として伸ばし生かすとともに、必要に応じた連携を図ることでアンサンブルとして総合力を発揮していく。

多様な人材・組織・事業者が結集し、協働による地域の問題解決への取組を通じてイノベーションの創出を図り、地域課題に対応したローカルビジネスを創出する。

(3) 多能な人材の育成と多機能な施設の整備

人口減少と少子高齢化が進む中で、一人で複数の役割を担える「多能な人材」の育成や、様々なスキルを有する個々の人材の集結による相乗効果の発揮により、地域の担い手や事業継承者等の多面的な活躍を図る。

また、多面的、複合的な公共施設づくりを行い、相乗効果による機能性と利便性を向上させ、整備効果を最大限発揮させる。

(4) 四国ならではの豊かさの再認識

四国圏は、2つの国立公園を始めとした美しい自然や、四国遍路など独自の歴史・文化等を有し、人が自然とともに働き暮らしていくことが可能で、日々の生活を送る中でより健康な心身を育めるような、四国ならではの豊かさが存在する場所である。これらの豊かさは、四国圏の人々にとって当たり前環境であるが、四国圏域外の人々にとって魅力的なものであり、近年、世界からも注目されている。

このような四国ならではの豊かさを、今後も保全・継承していくために、四国圏域の住民自らがその豊かさを再認識でき、地域の特徴を最大限に活用して地域への愛着を高める取組を行っていく。

第3章 四国圏の発展に向けた目標

第1節 四国圏の目標

(1) 南海トラフ地震や風水害に対応する安全・安心な四国

南海トラフ地震や津波、近年の気候変動により激甚化・頻発化する風水害に対して、事前防災の推進やデジタル技術の活用、広域交通ネットワーク及び交通結節点の防災機能の強化等により、防災力の向上を図り、四国圏域の住民の生命と暮らしを守る。

また、今後、加速度的に進行する社会インフラの老朽化に対して、災害耐力の観点からも計画的な維持管理・更新を進め、四国圏域の住民が多世代にわたり安心して過ごすことができる、持続可能な予防保全型インフラメンテナンスシステムの実現を図る。

(2) 気候変動対策や自然環境の保全・利活用により自然と共生する四国

地球温暖化の進行による気候変動の原因となっている温室効果ガスについて、排出量削減並びに吸収作用の保全・強化を行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図る。また、温室効果ガスは、経済活動・日常生活に伴い排出されるため、産業や地域、暮らしにおける脱炭素化を進める。

四国圏の豊かで美しい森林や海洋の自然環境の保全・利活用や、「健全な水循環」の維持による水資源の確保、生物多様性の保全・再生・創出を推進し、ネイチャーポジティブの実現に向けた取組を実施する。

また、森林の保水機能向上による防災力向上や海岸林・サンゴ礁等による高潮・津波被害の軽減等の地域課題解決や、豊かな自然資源を活用した観光等による地域活性化を図る。

バイオマス資源による化石資源の代替や森林による炭素貯蔵、温室効果ガスの排出削減にも資する3R+Renewable（廃棄物等の発生抑制・循環資源の再使用・再生利用+バイオマス化・再生材利用等）の推進による循環経済への移行を加速し、地域内の資源循環の向上等を図る。

(3) 個性ある地域が連携して活力あふれる四国

都市部から中山間地域、半島、離島等に至るまで、医療や商業、交通、物流、教育、福祉等の様々な生活サービスは、安定した暮らしには欠かせない。これらの生活サービスを柔軟な範囲で重層的に提供する地域生活圏を形成し、個人と社会全体の well-being¹²の向上を図る。

また、生活サービスの向上や各種産業の振興、観光客の集客等に向け、圏域内における交通や情報通信のネットワーク強化を進め、各地域の連携を図る。

人口・世帯数の減少や高齢化に伴う相続の増加等により、空き家と荒廃農地の増加が見込まれ、災害や犯罪の発生、景観悪化等、生活環境に悪影響をもたらす諸課題が拡大する可能性があることから、地域一体となって土地・建物の適切な利用及び管理を図る。

¹² 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

(4) 歴史・文化、風土を生かした交流・連携により人をひきつける四国

四国圏の長い歴史と独特の文化を有する四国遍路や、四季折々の表情を魅せる、森林や棚田、河川や海岸線、瀬戸内の多くの島々等、これら個性と魅力ある地域資源を保全・活用することで、圏域内外との交流による地域活性化と観光地・観光産業の高付加価値化を行い、交流・連携による持続可能な地域づくりを図る。

デジタル技術を活用し、国内外に向け四国圏の魅力について積極的な情報発信と戦略的な広報活動を行うとともに、広域交通ネットワークを活用・強化することで、国内外との持続的な交流・連携の促進を図る。

(5) 多様性が尊重され、誰もが生き生きと活躍する四国

人々の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、求められる生活サービスの質や内容も多様化していることから、多様な価値観を尊重しながら、地域の人々が能力を最大限発揮して活躍できる機会や場を地域一体となって創出する。また、少子高齢化が進む中で、男女ともに仕事と家庭を両立しながら、結婚、妊娠・出産、子育て、医療、介護等に取り組める環境を整備する。

地域の次世代を担う子どもが健やかに育ち、学べる環境を整備するために、就学前教育・保育の充実、社会教育施設を拠点とした地域の教育力の向上、教育へのデジタル技術の導入、中山間地域や離島における遠隔教育等を進展させる。

挑戦や失敗が許容される環境づくりやデジタル技術の活用、産学官の連携等を進め、多様な働き方や魅力ある就業の場を創出する。

他圏域より先行して人口減少や少子高齢化が進行する中で、地域の活力向上を図っていくため、多様な主体が協働して地域課題の解消に取り組む共助社会の推進と、圏域内の各地域が有する魅力的な自然や文化等の豊かさを生かした圏域内外の交流を深め、地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大を図り地域の担い手を創出する。

(6) 地域産業の成長と創出により競争力を発揮する四国

生産年齢人口の急減に直面する中で、産業の生産性向上は不可欠であり、DX、GX、SDGs等の事業を取り巻く環境の変化を捉えつつ、他圏域に優位性を持つ地域資源の積極的な活用やAI・ロボット等の活用、生産・流通過程におけるデジタル化、商品・サービスにおける高付加価値化等によって生産性を向上させ、地域産業の成長を図る。

産学官連携による新商品開発や地域産業の高付加価値化、人材育成、また、地域の課題を自ら解決するための地域発イノベーションにより、圏域内に新たな産業・企業の創出を図るとともに、既存産業の技術力やブランド力の向上、国内外の市場・販路の拡大を図る。

食料の安定供給や農山漁村の活性化の観点から、担い手の育成・確保や農地の大区画化、集積・集約化、農林水産業へのスマート技術の導入等を行い、農林水産業の生産力向上と持続性の実現を図る。

産業競争力の基盤を支える道路、鉄道、空港、港湾、情報通信基盤等の社会インフラの

整備と強化・高度化を図る。また、DX や GX に対応できる高度な人材の育成や、生活者の消費行動の多様化とインバウンドの増加を反映したサービス産業の細分化に対応できる高度なスキルを有した人材の育成を進め、圏域における新たな産業の成長を支える。

第2節 四国圏の発展に向けた広域連携プロジェクト

第1節において示した目標の実現に向けて、多様な主体が圏域を越えて連携し、以下の取組を実施していく。

1. 南海トラフ地震や風水害に対応する安全・安心な四国

1.1 大規模自然災害への防災力向上プロジェクト

四国圏全域において甚大な被害が想定される南海トラフ地震や、激甚化・頻発化する風水害等の巨大災害から生命と暮らしを守るために、被害の抑制・最小化、迅速な避難と避難所の充実、早期の復旧・復興を可能とする防災・減災対策を推進することで、自然災害への予防力・順応力・転換力を高める。

大規模かつ広域的な災害に対して、迅速かつ的確に対処するため、広域的な応援体制の構築と災害対応体制を強化する。

災害に強い地域づくりとして、治水計画を「過去の降雨実績に基づく計画」から「気候変動による降雨量の増加などを考慮した計画」に見直し、山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理や、集水域から河川等の氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う流域治水により、森林や河川流域の整備・保全、グリーンインフラの整備、水問題の解決に向けた水資源の確保に向けた取組を推進する。

災害に強い圏域をつくるために、災害時のリダンダンシー確保に寄与する強靱な交通・通信ネットワークの整備及び交通結節点の防災機能の強化を推進する。

災害時に重要な役割を果たす地域コミュニティの防災対応力の向上や、ダイバーシティを考慮した災害対応策、想定し得る災害を事前に回避するまちづくり、防災教育等を通じた日常からの防災意識の向上を図る。

災害後に迅速な復興が可能なまちづくりの検討を行うとともに、企業、官公庁、地域などあらゆる主体においても、BCP（事業継続計画）を策定し、大規模災害発生時においても迅速な復旧と確実な事業継続を行うための検討を推進する。

(1) 巨大災害から生命と暮らしを守る

1) 巨大地震や、流域が一体となった風水害への備えの強化

(地震・津波対策のためのハード整備)

特に地震や津波のリスクの高い太平洋側においては、重点的な防災・減災対策を行う必要があり、「防災・減災、国土強靱化の取組」を今後も着実に実施していく。

具体的には、河川・海岸堤防の嵩上げや地震動・液状化対策、海岸の侵食対策、港湾の耐津波性の確保、岸壁の耐震化、粘り強い構造の防波堤、海岸堤防や漁港施設の整備等

「多重防御」の観点からのハード整備を推進する。特に高知港海岸においては南海トラフ地震発生時、湾奥部に広がるゼロメートル地帯により大規模かつ長期的な浸水被害が発生することが懸念されているため、「三重防護」の方針に基づき、海岸保全施設の整備を進めており、今後も津波による浸水被害の低減に向けた取組を推進する。また、津波被害を軽減する堤防としての効果等を発揮する「四国8の字ネットワーク」等の整備を進めており、今後においても地震・津波対策に向けた取組を推進する。加えて、建物やインフラの耐震性を強化し、地震の強い揺れによる倒壊を防止するとともに、大規模な火災発生のリスクが高い密集市街地の改善を促進するため、避難地、避難路等の整備促進、幹線道路沿道の建築物の不燃化による延焼遮断帯の形成、老朽建築物の除却と併せた耐火建築物等への共同建替え等を推進する。

圏域内の港湾においては、災害時の海上輸送確保のために高松港・三島川之江港で耐震強化岸壁の整備を推進する。加えて、令和6(2024)年能登半島地震の経験を踏まえ、高松港・松山港・高知港等で海上支援ネットワーク形成のための防災拠点の整備を推進するとともに、発災後に迅速な施設復旧を行うための資機材備蓄や関係事業者との協定締結、作業船の確保の体制構築等、事前の備えを推進する。

（激甚化する風水害・土砂災害対策）

四国圏は、急峻な地形や脆弱な地質構造と台風や集中豪雨の常襲地帯にあることから、全域において水害、土砂災害が頻発しているため、重点的に強靱な地域づくりを推進していく。具体的には、洪水や内水氾濫の対策として、堤防整備、河道掘削、排水機場及び洪水調整施設の整備・機能強化や、下水道による雨水排除等の推進、遊水地、雨水貯留浸透施設、輪中堤等の整備、特定都市河川制度を活用した貯留機能を有する土地の保全、浸水リスクが高い区域における土地利用・住まい方の工夫、避難体制の強化等のハード・ソフト対策など、流域のあらゆる関係者が連携した流域治水の取組を推進する。

平成30(2018)年7月豪雨（西日本豪雨）による災害により甚大な被害が発生した肱川水系においては山鳥坂ダムの建設や野村ダムの堰堤改良を始め、大洲盆地の二線堤の保全、中上流域の水田貯留等総合的な事前防災対策である流域治水を推進し、浸水被害の軽減を図る。また、その他の水系においても河川整備に加えて、農業用ため池を活用した支川はん濫対策や堤防整備と一体となった土地利用規制等、流域のあらゆる関係者との協働により流域治水を推進する。

土砂災害対策としては、砂防堰堤や地すべり防止施設の整備、山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組を推進する。さらに、土砂災害警戒区域等の指定を推進していく。

また、降水量の増大等の気候変動に対する影響を考慮し、治水計画等の見直しを図る。

なお、この流域治水プロジェクトに気候変動による外力の増大を考慮した「流域治水プロジェクト2.0」が2023年度から全国の一級水系で策定されており、四国圏の8つの水系全てにおいても策定されている。

また、気候変動により激甚化・頻発化する災害への被害を回避・軽減するための治水対

策を進めつつ、ネイチャーポジティブの視点から生物の生息・生育・繁殖環境を保全・再生・創出するなど、今後、治水と環境が両立するインフラ整備を推進していく。

（避難者の安全を確保する避難対策）

災害時に住民が安全に避難できるよう、避難路や避難場所の確保を引き続き推進するとともに、「場所（避難所）の支援」から「人（避難者）への支援」へ考え方を転換し、様々なニーズに配慮した避難所運営、避難者への迅速かつ的確な情報提供、避難者の生活環境の向上、要配慮者に対する保健・医療・福祉支援の充実等を推進する。あわせて、住民自身による避難想定策や、地方公共団体による避難行動要支援者の個別避難計画の作成を促進し、自主的避難の円滑化、迅速化等を図る。また、災害関連死の発生リスクを回避するため、避難所におけるトイレ・食事・寝床等の整備等による生活環境整備に加え、迅速に保健・医療・福祉のケアを実施できる体制を整備する。

県庁所在地等の都市部では多くの帰宅困難者の発生が想定されるほか、正月やお盆の時期の帰省者や、観光等での来訪者が被災することも想定されるため、地方公共団体にこれらの事象も想定した避難計画の策定を促進し、公共・民間建築物の一時滞在施設としての活用や、公園緑地等オープンスペースの確保、行動ルール等の周知を図る。

風水害や土砂災害に備えた警戒避難体制の充実・強化を図るとともに、避難の円滑化、迅速化等を図るため、地方公共団体にタイムライン（時系列の行動計画）の策定等を促進する。

上記の避難対策においては、避難場所の日常利用・日常的な施設の避難場所としての利用、電気バスや廃棄物発電等による電力供給、トレーラーハウスによる移動式の仮設避難所等、フェーズフリーな施策の導入を推進する。

（災害情報の迅速な提供と精度向上）

台風、集中豪雨、地震、津波、火山噴火等に際し、予測や被災状況の把握、適時・的確な防災情報を提供するための取組を推進する。

洪水に関する予測情報の精度向上等により、水害時の危機管理対応や避難行動を促進する。また、情報のオープン化や浸水情報の提供等、河川情報の利活用に資する取組を推進する。

土砂災害に対する避難行動を促進するため、土砂災害に関する警報等の適切な発表体制を維持し、精度向上等に取り組む。

2) 広域的な応援体制の構築及び災害対応体制の強化

（広域連携体制・受援体制の整備）

大規模かつ広域的な災害に対して、迅速かつ的確に対処するため、「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定」、中国圏・四国圏の9県による「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」や「鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定」、瀬戸内海沿岸市町村による「瀬戸内・海的路ネットワーク災害時相互応援に関

する協定（海ネット協定）」にみられるような遠隔地間の相互応援協定及び役割分担や連携内容の明確化により、広域的な応援協定を構築し、機動的かつ総合的に応援活動が実施できる体制づくりを推進する。

また、これらの協定の機能を発揮できるよう、定期的に協定参加機関同士の連携による合同防災訓練を実施し、災害発生時の円滑な対応に備える。

大規模災害で甚大な被害を受けた際の際の他圏域からの受援体制を構築するとともに、応援部隊の集結及び進出、広域医療搬送、広域物資輸送等の機能を有する広域防災拠点をあらかじめ明確にする。

（災害対応体制の強化）

警察災害派遣隊、緊急消防援助隊（エネルギー・産業基盤災害即応部隊含む）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊、国土交通省）、FAST-Force（初動対応部隊、防衛省・自衛隊）、DMAT（災害派遣医療チーム）、D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク、環境省）等の体制強化や特殊車両、装備品等の整備、建設事業者や廃棄物処理事業者を始めとする民間事業者等との災害時の応援体制の強化を推進する。

発災時には、ドローンの活用により、上空から安全かつ迅速に広域的な被害状況調査を実施することで、応急復旧対策の早期着手に寄与する。そのための備えとして、操作技能を有するドローンパイロットの育成を推進する。

災害関連死ゼロに向けて、避難所における医療の提供や心身の健康を保つための予防活動、メンタルヘルスのケア等の体制を整えるため、医療・保健・福祉関係者との連携体制の強化や人材育成を推進する。

また、近年は災害時に、圏域内の災害ボランティアを始め全国から多数の災害ボランティアが被災地で活動するため、ボランティアの即時の活用が可能な事前体制づくりを構築する。

3) 森林の適切な整備・保全とグリーンインフラの整備、水資源の確保

（森林の適切な整備・保全）

防災面にも機能する森林を次世代に引き継ぐため、適切な森林の整備・保全を推進するとともに、山地防災力の強化等の総合的な治山対策を実施し、災害に強い森林づくり等による国土強靱化を推進する。

（グリーンインフラの整備）

国土の適切な管理、防災・減災対策として、自然環境が有する多様な機能を活用し、治水対策における遊水地や多自然川づくりによる整備等を実施するグリーンインフラの取組を推進する。また、自然再興（ネイチャーポジティブ）の実現に向けて、地球温暖化やヒートアイランド対策、生物多様性の保全・再生・創出に寄与するため、周辺環境や景観に配慮した道路ネットワークの形成や道路空間の創出を目指す。

（水資源の確保）

瀬戸内海側を中心に、四国圏全体の共通課題である水問題の解決に向けて、産学官の関係者により設置された四国水問題研究会での議論や提言書を踏まえ、「四国はひとつ」という共通認識のもと、水資源の有効利用や治水・利水・環境の合理的な恒久対策等に、関係機関や水利用者等が連携して取り組んでいくとともに、各流域における健全な水循環の維持に資するよう適正な管理を図り、水資源の確保を始め、水環境の健全化に取り組んでいく。

また、危機的な渇水リスクへの対応は既施設の連携運用、危機時の迅速・円滑な備えの強化等、流域総合水管理の考えによる安定的な水資源の確保を図るとともに、関係者と渇水リスクを共有し、連携して時系列の行動計画である渇水対応タイムラインを作成する。

渇水が頻発する吉野川水系においては、四国地方整備局、四国4県、水資源機構吉野川本部が共同で策定した「吉野川水系渇水対応タイムライン」にしたがい、吉野川水系の水利用に関して渇水被害の最小化を図る。また、同様に渇水が発生する那賀川水系、物部川水系、仁淀川水系、渡川水系、肱川水系、重信川水系においても渇水対応タイムラインにしたがい、水利用に関して渇水被害の最小化を図る。

（2）災害に強い圏域づくりに向けた取組の促進

1）交通・情報通信ネットワークの強化

（交通ネットワークの強化）

大規模災害発生時において円滑な救急・救援活動と緊急物資運送を行うために、災害時のリダンダンシーの確保に寄与する「四国8の字ネットワーク」等の早期完成による未整備区間の解消や暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化を始め、防災上重要な拠点間を結ぶ主要幹線道路や孤立対策（再度の発生防止を含む）に資する道路の整備、道路の無電柱化、防災道の駅の機能強化等を推進する。そのほか、災害時の物資輸送手段としての鉄道ネットワークの維持・機能向上、海上交通の拠点として緊急物資輸送等を担うため、高松港・須崎港・橘港等で耐震強化岸壁の整備、港湾と主要幹線道路の連携強化、高松空港の就航率の向上や、高松空港・松山空港・高知空港で空港施設の防災機能強化を推進する。また、道路の防災対策として、橋梁の耐震性能向上や道路施設点検データ、ハザードマップ等の組合せによる道路リスクアセスメント等を実施する。さらに、陸路が寸断した場合を想定し、海上輸送を活用した災害対応のための物流・人流ネットワーク（命のみなどネットワーク）の形成に向けた取組を推進する。

緊急輸送道路のうち、緊急通行車両の通行確保の観点から重要な路線や区間においては、CCTVカメラの増設とともに、AI技術を活用した交通障害検知システムの導入を推進する。

また、令和6年(2024)能登半島地震も踏まえ、大規模地震発生時における迅速な緊急輸送ルート確保を想定し、道路啓開（四国おうぎ（扇）作戦）や航路啓開の広域的な訓

練等を実施する。海上においては、発災時に迅速な航路啓開を行い、船舶における緊急物資輸送等を円滑に遂行できるよう、緊急確保航路の指定を促進する。

さらに、輸送モード間や地方公共団体と物流事業者間の連携促進、災害時にも活用可能な物流拠点の選定等、災害に強い物流システムを構築する。

平常時・災害時を問わず活用できる人々の移動や輸送の手段として自転車、バイクの有効活用を図ることにより、地域社会の安全・安心を向上させる。

（情報通信インフラの強化）

圏域全体で、防災行政無線等のデジタル化、通信系統のリダンダンシー（緊急事態に備えた多重性）向上など災害を想定した情報通信インフラの整備を進める。また、災害時における通信基盤の早期復旧に向けた官民の連携・協力体制の整備等、情報通信インフラの強靱化に取り組む。

また、テレビ、ラジオ放送等は災害時に重要な情報を国民に瞬時に伝達できることから、中山間地域等の民放テレビ・ラジオの難視聴地域の解消や、ケーブルテレビネットワークの光化・辺地共聴施設の高度化等による放送ネットワークの耐災害性強化等を進める。

2) 事前防災・事前復興を見据えた災害に強いまちづくりの推進

（災害に対応可能な地域コミュニティの形成）

災害時における地域コミュニティの果たす役割の重要性が認識される中、減災の原点である自助、共助、公助の取組を推進するために、家族や地域コミュニティにおける安否確認、助け合い等自主防災組織活動の促進、Lアラート¹³や防災無線等を活用した地方公共団体と住民との防災情報の共有を図る。加えて、災害時に迅速かつ的確に対応できるような人材の育成等に取り組むことによって、学校や地域コミュニティの危機管理対応力の向上や相互連携による防災体制を強化する。

また、地域コミュニティのリーダーとして、災害時に迅速かつ的確に対応する人材の育成等に取り組むとともに、リーダーを中心とした地域防災力の中核となる消防団の体制、装備、訓練等の充実強化、自主防災組織等の活動の活性化を図る。また、自営業者が減少し被雇用者が増加する就業構造の中、被雇用者が消防団員として活動しやすくなるための社会的な環境整備についても取組を推進する。

（ダイバーシティを考慮した災害対応策）

災害時において、乳幼児のいる家庭や心身障がい者、外国出身者、各種のアレルギー保持者、自力での移動が困難な高齢者等の多様な住民が、でき得る限りスムーズな避難と避難場所での安心な生活を送るため、行政と地域コミュニティが協働し、避難場所や避難路のバリアフリー化、コミュニティにおける共助体制の構築、備蓄品の管理、医療機関

¹³ 全国の自治体から収集した避難指示等の災害情報等を報道機関等に一斉に配信災害情報等を迅速かつ効率的に住民に伝達するためのシステム。

や社会福祉施設等との連絡・受入体制構築等を定期的に行う。また、外国出身者を対象とした災害対応策として、多言語対応の防災ガイドブック作成や、外国出身者向けの防災訓練等の施策を推進する。

(災害に強いまちづくり)

想定し得る災害を事前に回避するため、津波や河川氾濫を念頭に置いた高台でのまちづくり、住民及び企業、行政等の諸機能の安全な地域への誘導等、防災・減災に向けた住まい方や土地利用の推進を図る。

盛土等に伴う災害の防止を促進するため、盛土等の行為に関する規制と併せて、建設発生土の搬入・搬出プロセスに着目し、必要な対策を講ずる。

避難路に面している老朽家屋や空き家等は倒壊の危険があり、避難や緊急輸送の際の支障となり得るため、老朽家屋については耐震補強、空き家については除却を推進する。

既存建築物については、防火上・避難上の安全性の確保を図るため、建築物の火災安全対策及び耐震性向上を推進する。

発災時の救護施設や通信機器の設置場所などの防災拠点としての機能や、復興過程における仮設住宅としての機能など、多面的な機能を担うトレーラーハウス等の導入・活用を図る。

都市公園を地域の防災拠点や避難地として活用するための機能強化や、防災拠点となる「防災道の駅」の整備等によりフェーズフリーな防災拠点を構築し、災害に強いまちづくりを推進する。

特定都市河川の指定により、ハード整備の加速に加え、国・県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり、流域における貯留・浸透機能の向上等を推進する。

港湾においては、気候変動による海面水位上昇等の影響を考慮し、港湾に関わる全ての関係者の合意の下、気候変動への適応水準や適応時期に係る共通の目標等を定め、関係者各々が施設の改良を行う「協働防護」を推進する。

ハザードマップの整備・普及や、「四国防災八十八話マップ」等の災害伝承・防災教育に資するツールを活用した防災教育等を通じて、子どもから大人まで住民一人ひとりの防災に対する意識向上を図っていく。

(災害時の業務継続機能の確保)

大規模災害発生時における迅速な復旧と確実な事業継続のために、官公庁における業務継続計画、地域全体の地域継続計画、重要港湾の事業継続計画（港湾BCP）の策定等を推進する。

港湾においては「南海トラフ地震に対応した四国の広域的な海上輸送の継続計画」に基づき、大規模災害発生時においても四国圏の港湾が総体として継続的な物流機能を確保・発揮し、社会経済活動への影響を最小限に抑えることに努める。

大規模災害により東京等の大都市圏から、四国圏等の地方圏へ長期避難を余儀なくさ

れるケースを想定した BCP の策定や、大都市圏に集中する人口及び諸機能の分散、政府機能を始めとする中枢管理機能の一部を四国圏で一時的に代替する場合の体制についても検討を進める。

企業に対しては、圏域を越えた連携型 BCP（事業継続計画）の構築を促進し、エネルギー供給の強靱化や、非常用発電機等の確保や、産業設備の耐災害性向上など産業基盤の強靱化を促進する。

（災害後の復興を見据えたまちづくり）

被災後に早期かつ的確に市街地整備計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の事前検討、復興後のまちづくりを想定した目標・方針の検討等、事前準備の取組と地方公共団体による事前復興まちづくり計画の策定を推進する。

災害時に必要となる避難場所、防災活動拠点、仮設住宅用地及び災害廃棄物の仮置きのためのオープンスペースについて、平時から関係機関と協力・連携しながら、あらかじめ確保するよう努める。本格的な復興には、被災地における生活再建が重要であるため、災害廃棄物の迅速な撤去・処理、住宅再建のための支援、被災者に対する各種情報提供等の充実を検討する。

（文化財の防災対策）

近年、歴史的景観に寄与し、圏域内の魅力ある地域資源である文化財が毀損・焼失する事態が生じているため、構造の安全性を保持するための適切な周期での修理・耐震診断・耐震補強工事、防火性向上のための消火栓・放水銃等の防火施設の整備、石垣等の地盤の崩落防止措置等を行うことにより、文化財への被害を軽減するとともに、発災時における見学者等の安全を確保する。

3) デジタル防災の推進

AI、IoT やスマートフォンの活用等、防災分野における DX を推進し、インフラ分野のデジタル化、情報提供の迅速化、迅速な避難行動等の促進、関係者連携の高度化、リアルタイムの被災状況や被災者ニーズの把握等、防災・減災の高度化・効率化を図る。

また、3D 都市モデルによる近未来水位予測システム、防災デジタルプラットフォームの構築等のデジタル技術を活用した災害リスク情報発信と共有に努め、住民と企業の災害リスクへの理解を促進する取組を進める。

1.2 戦略的なインフラメンテナンスプロジェクト

地域の暮らしを支える社会インフラのメンテナンスを推進するために、計画的に維持管理・更新等を行う予防保全型インフラメンテナンスを進めるとともに、単一市町村にとどまらず広域的視点から、各地域の将来像に基づく地域インフラ群再生戦略マネジメントの取組を推進する。

また、効率的なインフラメンテナンスのために、多様な主体の連携・協力により、イン

フラメンテナン스에携わる人材の育成や、新技術・官民連携手法の活用を推進する。

(1) 地域の暮らしを支える社会インフラのメンテナンスを推進

1) 計画的な予防保全型インフラメンテナンスの実践

急激に進展する社会インフラの老朽化に対し、国及び地方公共団体が、厳しい財政状況の下で必要なインフラの機能・災害耐力維持のための戦略的マネジメントを進めていくために、「インフラ長寿命化基本計画」に基づき「インフラ長寿命化計画（行動計画）」や「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」を適切に見直ししながら、目標達成に向けて取り組んでいく。

国及び地方公共団体は、前記の計画に基づき、劣化・損傷の程度の把握、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える影響等についての診断を行うための定期的な点検を着実に遂行する。

さらに、点検・診断の結果、維持・修繕基準等に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態、対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用する予防保全型の「メンテナンスサイクル」を確立し、継続的に発展させていく。

2) 地域インフラ群再生戦略マネジメントの推進

(広域的・戦略的なマネジメント)

市町村の財政面・体制面の課題等を踏まえ、各地域の将来像に基づき、複数・広域・多分野のインフラを群として捉え、総合的かつ多角的な視点から戦略的にマネジメントする仕組みを構築する。

そのため、広域的・戦略的にインフラのマネジメントを行う地域インフラ群再生戦略マネジメント計画の策定推進や、包括的民間委託等の官民連携手法を活用した業務の実施等を進める。

(集約・再編等によるインフラストックの適正化)

人口減少等による地域社会の変化を踏まえ、国土基盤の更新等の機会を捉えて、社会経済状況の変化に応じたインフラの機能転換や集約・再編等によるストックの適正化を図る。

(2) 持続的なインフラメンテナンスのための体制・仕組みづくり

1) 体制の構築と担い手育成

(多様な主体の連携・協力による体制の構築)

国及び地方公共団体は、「インフラ長寿命化基本計画」等に基づき、定期的な点検・診断に必要な人員を確保する。市町村におけるメンテナンスに携わる人的資源の不足に対応するため、国による市町村支援・中長期派遣体制の強化を図ることや、地方公共団体職員の技術力の育成を目的とした国の研修への参加等、地方公共団体が実施する老朽化対

策への人的・技術的支援に積極的に取り組む。

なお、道路については、四国4県において「道路メンテナンス会議」を設置しており、本会議を活用した取組を一層推進する。

また、産学官民が一丸となってメンテナンスに取り組むプラットフォームとして設立された「インフラメンテナンス国民会議」及び首長のイニシアティブによるメンテナンスに関する施策の更なる推進を図るために設立された「インフラメンテナンス市区町村長会議四国ブロック」により、インフラメンテナンスの理念の普及を図る。

（技術力向上と担い手育成）

インフラの維持管理・更新等を長期的・継続的に行っていくには、インフラ維持管理・更新等の担い手となる人材育成が欠かせない。

四国圏ではインフラメンテナンス推進に向けた、課題（人材育成、新技術、効率的・効果的な事業など）への取組について検討し、定め、実施していく「インフラメンテナンス推進検討会」を設置し、産学官一体となり人材育成等の課題解決に取り組む。また、愛媛大学の社会基盤メンテナンスエキスパート(ME)養成講座をはじめ、教育研究機関によるインフラメンテナンス人材育成プログラム創成等の取組を促進する。

2) 新技術・官民連携手法の活用

インフラメンテナンスの高度化・効率化のために、新技術・デジタルの活用や官民連携手法の導入を推進する。具体的には、新技術については、ドローンやセンサー等による点検等の実施・促進や地方公共団体が活用しやすい維持管理技術の開発促進、点検・補修データの利活用等を含めたDXによるメンテナンスの効率化、インフラメンテナンス国民会議の場を通じたニーズ・シーズのマッチングの促進等の取組を進める。

また、官民連携については、民間の創意工夫やノウハウの活用を図る包括的民間委託の導入促進やPPP/PFI普及の枠組み等の場を通じたニーズ・シーズのマッチングを推進する。

2. 気候変動対策や自然環境の保全・利活用により自然と共生する四国

2.1 四国脱炭素プロジェクト

2050年カーボンニュートラル実現に向け、圏域内における安定的なエネルギー供給を前提に、森林などの豊富な自然資源や下水汚泥などの地域資源を生かした再生可能エネルギーの導入促進など、脱炭素を地域の成長の機会、新たなビジネスチャンスと捉え、戦略的な技術開発や新産業の創出・誘致を図るとともに、地方公共団体・地域企業・市民など地域の関係者が主役になって、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素に向けた取組を推進する。また、カーボンニュートラルポート(CNP)¹⁴の形成等の取組を推進し、隣接圏域と一体となって港湾の脱炭素化を推進する。加えて、次世代自動車

¹⁴ 水素・燃料アンモニア等の大量かつ安定・安価な輸入や貯蔵・配送等を図るとともに、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や臨海部産業の集積等を通じて、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする港湾。

の普及環境の整備、高規格道路への機能分化やデータに基づく改善など、低炭素で持続可能な道路交通の実現を目指す。さらに、省エネ住宅・建築物の普及促進、脱炭素先行地域をモデルとした先進的な取組の圏域での横展開など、地域や暮らしの脱炭素化も推進する。

(1) エネルギーミックスの見直しを考慮したエネルギーの安定供給

1) エネルギーの安定供給の実現

エネルギーの供給においては、「S+3E¹⁵」の原則の下、再生可能エネルギー、原子力、火力、水素等あらゆる選択肢を追求することを基本方針とし、AI や IoT を活用した地域のエネルギー需給の最適化を推進する。またエネルギーを確実かつ円滑に供給するため、送電網、ガス導管・パイプライン、熱導管等の強靱化とネットワークの充実を図る。

また、地域に賦存するエネルギーの有効活用により、地域のエネルギー自給率を高め、災害時の一定のエネルギー供給を確保するため、木質バイオマス、下水道バイオマス、中小水力、太陽光、温泉熱等の再生可能エネルギー等を活用したマイクログリッド等の自立・分散型エネルギーシステムの構築を検討する。

2) 再生可能エネルギーの導入

地域における産業、暮らし、インフラ、交通等の様々な分野で脱炭素化の取組を推進していくため、四国圏が豊富に有する森林資源を活用し、バイオマス発電や幅広い分野への木質バイオマスボイラー等の導入等、再生可能エネルギーの導入を推進する。その際、高知県本山町で実践されている、バイオマス発電所で生じた熱源や排ガスを併設の次世代型園芸施設へ供給し有効活用する取組のような、地域における産業との連携を想定したバイオマス熱利用を推進する。

地熱、水力、太陽光、風力等の再生可能エネルギーを、地域の生活環境・自然環境や景観等にも十分配慮した上で、最大限の導入拡大を図る。そのため、洋上風力発電や小水力発電等の導入、再生可能エネルギー事業所の誘致等を推進する。また、既存施設についても、ダムを活用した治水機能の強化と水力発電の促進の両立を図るハイブリッドダムの取組を推進する。

(2) 地域産業の円滑な脱炭素化等の促進

1) 脱炭素技術の開発・普及促進

海外からの化石燃料に過度に依存するエネルギー供給を長期的視点に基づき変革していくため、再生可能エネルギーの低コスト化、高効率化等の研究開発を推進する。

特に四国圏においては、豊富な森林資源を活用したバイオマス発電や熱利用の促進、瀬戸内海や愛媛県宇和島市と愛南町、高知県須崎市の須崎港等で進められているブルー

¹⁵ 安全性 (Safety) を大前提として、安定供給 (Energy Security)、経済効率性 (Economic Efficiency)、環境適合 (Environment) を同時に実現する考え方。

カーボン¹⁶の普及拡大等、地域資源を生かしたネガティブエミッション技術の普及に向けて、民間の取組の後押しを進めていく。

2) カーボンニュートラル実現に向けた新たなビジネス・産業の創出・誘致の促進

(脱炭素に資する産業の育成)

2050年カーボンニュートラル実現は新たなビジネス・産業の創出・誘致のチャンスでもあるため、新たな製品・サービスの開発促進を図り、環境への配慮を新たな付加価値としてビジネスに取り入れる取組を推進するとともに、関連技術を活用した地域づくりや関連技術を有する環境企業の海外進出の取組を促進する。

(水素社会の実現に向けた取組)

水素は、高いエネルギー効率や低い環境負荷等により、将来の二次エネルギーの中心的役割を担うことが期待されており、水素を本格的に利活用する水素社会を実現するために家庭用燃料電池、燃料電池自動車等の普及拡大に向けた取組を推進し、加えて水素発電等の実証を進める。

水素社会の実現には、水素の製造から貯蔵、輸送及び利用にいたるサプライチェーンの構築が必要となることから、長期的かつ総合的なロードマップに基づき着実に技術開発等の取組を推進する。

特に燃料電池自動車の普及には、水素ステーションの設置によって日常生活でも利用できるエリアの拡大が不可欠なことから、導入支援等を通じステーションの設置を促進する。

3) カーボンニュートラルポートの実現に向けた取組

港湾の競争力強化や脱炭素社会の実現に貢献するため、高松港・新居浜港などで脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポート(CNP)の形成を推進する。そのため、高知港など港湾脱炭素化推進計画を検討中である他の圏域港湾においても策定を推進する。その際、瀬戸内海沿岸を始めとする隣接圏域の港湾とエネルギーサプライチェーンの構築等で連携し、隣接圏域と一体となって港湾の脱炭素化を推進する。

(3) 地域・暮らしの円滑な脱炭素化等の促進

1) 省エネ住宅・建築物の普及促進

我が国のエネルギー効率は世界の最高水準を達成しているが、エネルギー効率の更なる向上に向け、トップランナー制度を通じたエネルギー消費機器や建築物・住宅の省エネ化を強化し、エネルギー効率の向上を図る必要があり、四国圏において2030年度以降

¹⁶ 海草や海藻、植物プランクトンなど、沿岸・海洋生態系により吸収・固定され、海中に蓄積される二酸化炭素由来の炭素のこと。

新築される住宅・建築物については、ZEH¹⁷・ZEB¹⁸基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。

2) 低炭素で持続可能な道路交通の実現

EV（電気自動車）、FCV（燃料電池自動車）等の次世代自動車の普及に向けた基盤整備を、県や市町村と関係機関が協力して計画的に進めていく。

電気自動車等の普及に向けては、「道の駅」や観光施設を中心に、公道、公共施設等への充電設備の設置、高速道路の SA/PA 及びその周辺における充電機器の大幅増加と高出力化・複数口化を事業者と連携して促進するとともに、案内サインの整備も促進する。

また、高規格道路への機能分化による一般道路の渋滞緩和を推進するとともに、道路照明の LED 化、交通量の常時観測データや ETC2.0 プローブデータ¹⁹などの道路交通関係データを用いたパフォーマンス改善等により、自動車から排出される CO₂ を削減し、低炭素で持続可能な道路交通の実現を目指す。

2.2 サステナブル四国プロジェクト

四国圏の豊かな自然環境や生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生・創出に取り組みながら、生活に様々な恩恵をもたらす自然環境の恵みを楽しむために、森林や海域の保全と利活用、河川流域全体を通じた健全な水循環の維持または回復、森・里・まち・川・海の連携による広域的な生態系ネットワークの形成等を推進し、30by30²⁰目標の達成等に向けた取組を進める。

また、自動車等が起因する大気汚染の抑制や有害物質による土壌汚染の防止など、身近な生活環境の保全や、廃棄物のリサイクル、重要金属等の資源循環など循環型社会の形成に向けた取組についても推進する。

さらに、四国圏の美しい自然の力を生かした地域課題解決や地域活性化、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育の推進を図る。

(1) 森林や海洋の自然環境の保全・利活用

1) 美しい山、川、海、島の自然環境や生物多様性の保全・再生・創出

(森林の整備・保全と利活用)

四国圏には、四国山地を中心に豊かな森林が分布しており、森林の現況、自然条件及び地域ニーズを踏まえながら、伐って、使って、植えて、育てる取組を進める。具体的には、適正な森林整備や主伐後の再生林の着実な実施などにより、多様な森林資源を長期的な

¹⁷ ZEH（ゼッチ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）：外皮の断熱性能を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

¹⁸ ZEB（ゼブ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロとすることを目指した建物。

¹⁹ ETC2.0 サービスに対応する車載器を搭載した車両から収集・蓄積された、走行履歴・挙動履歴のデータ。

²⁰ 2030年までに国土（陸と海）の30%以上を自然環境エリア、健全な生態系として効果的に保全しようという目標。2021年のG7サミットにおいて各国が約束したものの。

観点から健全かつ適正に管理・利用し、国民生活に様々な恩恵をもたらす森林の多面的機能を持続的かつ適切に発揮させていくとともに、二酸化炭素の吸収量を確保し、カーボンニュートラルにも寄与していく。

また、多様な主体による植樹や「緑の募金」等による森林づくり活動の促進、環境先進企業と協定等を締結し、協働による森づくりの取組を通じた森林再生や都市・地域間交流の促進、国産材利用の意義についての情報発信、木育等の普及啓発を通じて、森林の整備・保全と利活用に対する地域住民の理解を一層醸成する。

（健全な水循環の維持または回復）

「健全な水循環」を維持するため、吉野川や四万十川等の一級河川を中心に、流域全体を通じた貯留・かん養機能の維持及び向上に向け、水量及び水質の確保、水源の保全とかん養、地下水の保全と利用、生態系の保全等について、流域における様々な主体が連携して総合的かつ一体的に取り組んでいく。

（海域の保全と利活用）

沿岸域の自然環境の保全及び再生のため、総合的な土砂管理、栄養塩類の適正管理、藻場、干潟、サンゴ礁等の浅海域や島しょ部に多くみられる固有の生態系等の保全及び再生、美しい景観の保全及び形成、漂流・漂着ごみ・海洋プラスチック対策の推進等を図る。

また、地域の自主性の下、多様な主体の参加と連携及び協働により、地域の特性に応じて陸域と海域を一体的かつ総合的に管理する取組と沿岸域における地域の実態を考慮した海面の利用調整のルールづくりを推進する。

水産資源の減少による漁業生産量の長期的減少という状況を踏まえ、漁場の造成、干潟や藻場の保全、造成等生態系全体の生産力を底上げするとともに、水産資源管理の着実な実施を図るため、資源調査・評価体制・漁獲量管理の整備を進める。また、海洋中の溶存酸素量減少による貧栄養化の対策を隣接圏域と連携して推進し、海洋生物の生息域の確保・維持に努める。

（自然環境と生物多様性の保全・再生・創出）

自然環境との調和を高めていくために、瀬戸内海の自然環境の保全・再生や史跡名勝天然記念物に指定されている屋島等文化財の保全、島々の自然保護・管理に、地域住民・事業者・行政が連携し、生物多様性への圏域全体における理解を促進しながら、保全・再生・創出を推進する。

（広域的な生態系ネットワークの形成）

生物多様性に関する教育・学習・体験の充実や、生物多様性が有する経済的価値の可視化の推進に取り組み、将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核とし、里地里山の管理や里海づくり等自然環境の保全・再生を進め、森・里・ま

ち・川・海の連携による広域的な生態系ネットワークの形成を推進する。

また、四国圏の広域指標種²¹としてコウノトリ・ツル類を設定し、自然環境の保全と再生に基づく生態系ネットワークの形成並びに環境教育・自然体験や観光振興への展開を図っていくため、「四国圏域生態系ネットワーク推進協議会」の取組を推進する。

(人と野生生物等の関係の適正化)

生態系の基本的構成要素である野生生物の種の存続を確保するため、四国山地のツキノワグマ²²及び絶滅危惧種の保全とその個体数の減少を防止し、回復を図るとともに、在来種の脅威となる外来種の侵入の未然防止や侵入先での駆除を進める。

また、適正数以上に増えたシカ、イノシシ等による獣害の対策として、捕獲事業を強化・支援するとともに、将来の鳥獣捕獲の担い手の確保・育成を図る。

(2) 身近な生活環境の保全と循環型社会の推進

1) 身近な生活環境の保全

(大気環境の保全)

自動車等に起因する大気汚染を抑制するために、持続可能な交通システムの実現が必要であり、交差点改良等の道路構造の改善、高規格道路への機能分化による一般道路の渋滞緩和、公共交通機関の利用を促進するための都市の基盤整備、路上工事の縮減、交通流の円滑化対策及びモーダルシフト等の物流のグリーン化を推進する。加えて、開発及び実用化が進んでいる次世代自動車の普及促進、交通量の常時観測データやETC2.0プローブデータなどの道路交通関係データを用いた、道路のパフォーマンス改善を推進する。

また、ヒートアイランド現象について、緑地及び水面の減少による蒸発散作用の減少や地表面の高温化を防ぐため、緑地の推進、緑地の保全等による地表面被覆の改善等を図る。

(土壌汚染対策の推進)

健康被害の防止の観点から、工場跡地等での土壌汚染の適切な調査や対策及び汚染土壌の適正な処理を行う必要があり、汚染土壌を適切に管理する。

具体的には、有害物質の摂取経路の有無に応じたリスク管理を行うとともに、汚染土壌を要措置区域²³等から搬出する場合には、適正に運搬、処理し、汚染土壌についてリスク管理に基づいた土壌汚染対策を実施する。また、その他の汚染土壌についてもリスクが拡散することのないよう、適切に取り扱う。

2) 循環型社会の推進

²¹ 指標種：特定の環境条件でしか生息できないことがわかっている生物で、その生息状況を調べることで地域の環境状態を評価・類推できる生物。

²² 四国山地のツキノワグマは、レッドリストにおいて、絶滅の恐れのある地域個体群(LP)となっており、他圏域と異なり保護対象となっている。

²³ 土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがあるため汚染の除去等の措置が必要な区域。

（循環型社会の形成を進めるための仕組み構築）

循環型社会の形成を進めるため、排出者責任に基づくリサイクルや適正処分の徹底及び拡大生産者責任に基づく製品製造段階からの環境配慮設計を引き続き推進する。市町村等においては廃棄物の処理責任を十分認識し、3R+Renewable（リデュース、リユース、リサイクル+リニューアブル）の推進に努めるとともに、処理を委託する場合においても適正処理の観点から十分踏まえるものとする。さらに、リサイクルより優先順位の高い2R（リデュース、リユース）の取組がより進む経済社会システムを構築するための取組を進める。

また、廃棄物等のうち有用なもの（循環資源）は貴重な資源として捉え、エネルギー源として利用する等、その有効活用を図るとともに、静脈物流に係る環境負荷低減と輸送コスト削減を図る。

「ゼロ・ウェイスト」²⁴を掲げる徳島県上勝町における住民主体の多分別資源化や、先進的なリサイクルの取組などのように、循環型社会の形成に向けた住民の意識醸成を図る。

さらに、市場のライフサイクル全体で資源の効率的・循環的な利用とストックの有効活用を行いながら、付加価値を最大化する循環経済の取組を、瀬戸内地域等における産業集積を生かしながら推進する。また、循環資源の物流ネットワーク拠点となる機能を有し、高度なリサイクル技術を有する産業が集積する港湾を循環経済拠点港湾（サーキュラーエコノミーポート）として選定し、港湾を核とする広域的な資源循環を促進する。

（国際的な取組の推進）

四国圏域内において、脱炭素化に必要な重要金属等を電気電子機器廃棄物（e-waste）から回収・リサイクルし、我が国の優れた精錬設備を活用することで重要金属等の資源を確保するとともに、国際的なバリューチェーンで資源循環させること等により、国際的な循環型社会を形成する取組を積極的に推進する。

（3）美しい風土を生かし、豊かな自然と共生する持続可能な地域づくり

1）美しい風土を生かした個性ある地域づくり

（美しい自然を舞台とした地域独自の風景づくり）

四国圏の多くの美しい自然や、人と自然の長年の相互作用で形成された里海や里山などは、地域特有の景観や伝統文化の基盤であり、住民が健康的な生活を送る基盤でもあるため、今後も美しい自然を基盤とした地域独自の風景を保全する。

また、これらの四国圏独自の自然・風景に関する広報や情報発信について、圏域外だけでなく四国圏域内の住民向けにも積極的に発信することで、住民の認識や愛着を高め、住民自身による地域の魅力向上への取組の機運を醸成する。

（地域活性化に向けた自然資源や良好な景観の保全・活用）

²⁴ ごみをゼロにすることを目指す考え方や活動。

国立公園・国定公園など四国圏の優れた自然の風景地、及び地域固有の生態系や自然に根ざした地域の文化を生かした国営公園など、価値の高い地域資源を活用し、観光振興や産業・雇用の創出、都市との交流拡大等に取り組む。

良好なまちなみ景観の維持及び形成に向け、景観計画、景観地区、地区計画等の規制誘導手法の活用、無電柱化の推進、景観行政と連携した屋外広告物規制等を活用し、歴史的な建造物や伝統的なまちなみ、自然環境と一体となった歴史的風土の保全を図る。

また、かわまちづくり等による魅力的な水辺空間の整備・活用等を推進し、水辺空間の保全・再生・創出と水文化の継承・再生・創出を進める。

2) 持続可能な社会づくりの担い手を育む教育の推進

四国圏においては、1998年の特定非営利活動促進法（NPO法）施行以来、ボランティア等による地域活動が根付いている。

自然と地球にやさしい環境保全活動を更に推進し、自然や環境等の保全に携わる人々の活動を促進するため、新たな活動を立ち上げようとする個人・団体や継続的な環境の保全・創出に関する実践活動、さらには、企業・大学・行政等の協働により実施する活動等を支援する。

また、住民・事業者・行政のパートナーシップの構築に向け、各主体の意識向上を図るとともに、着実かつ継続的に活動が行われるよう、各主体間をコーディネートする人材・組織を育成する。

さらに、家庭、学校、職場、地域が連携し、生物多様性に関する教育・学習・体験の充実や「多様な自然エネルギー」の理解促進に向けた学習教材の製作、環境保全を考慮した節度ある開発のための啓蒙等、子どもから高齢者まで、生涯を通じた環境教育、環境学習の場と機会の充実を図る。

3. 個性ある地域が連携して活力あふれる四国

3.1 地域の豊かさと生活の質向上プロジェクト

人口減少社会においても、暮らしの利便性を維持・向上させ、持続可能で活力ある四国圏の実現を目指すために、デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成を推進する。市町村界にとらわれず地域の生活や経済の実態に応じて、官民パートナーシップ及びデジタルの徹底活用により、地域空間の質的向上を図る民間事業者等によるボトムアップの取組を、環四国を前提に四国圏の行政機関が連携しながら支援する。なお、それらの取組の推進においては、国や県が果たすべき役割と手続きの明確化を図る。

あわせて、地域生活圏と連携中枢都市圏等との連携や、都市の「コンパクト＋ネットワーク」化、中山間地域等における「小さな拠点」の形成・充実を推進することで、高次都市機能や身近な生活サービス機能の維持・存続を図る。

農林水産業を軸に観光、教育、医療・福祉・介護等の多様な分野との連携による交流人口の増加の推進、地域コミュニティの維持等を図る。

(1) 持続可能な生活圏の実現

1) 地域生活圏の形成による生活の質の維持・向上

(官民パートナーシップとデジタルによる地域生活圏の形成)

地域資源の付加価値を高めつつ、地域交通、空き家・空き地、買い物、医療・介護、教育など地域課題の解決と日常の生活関連サービスの持続性を確保するため、地域の文化的・自然的一体性や生活・経済の実態に即し、市町村界にとらわれない地域生活圏の形成を推進する。また、「共助」の活動を通じた一人ひとりのつながりや新たなコミュニティを生み出す関係性の連鎖により、地域課題の解決を図るとともに、地域固有の自然や風土・景観、文化等を含めた地域資源を生かし、人々を惹きつけるゆとりある豊かで美しい地域の魅力向上、個々の人が楽しく生き生きと安心して暮らし続ける Well-being の向上、そして地域への人の流れの創出・拡大を図る。

人口減少で提供・維持が難しくなった生活サービスについて、デジタルの徹底活用と官民パートナーシップによる「主体の連携」、分野の垣根を越えた「事業の連携」、市町村界にとらわれない「地域の連携」による共助の地域経営で、生活サービスの利便性の最適化と複合化、地域内経済の循環の仕組みを構築する。そして、「ボトムアップ+パートナーシップ」、すなわち行政区域や主体を越えて地域の実態に即した共創による持続的な生活サービスの提供を目指した地域生活圏の形成を促進する。

中山間地域等においては、基幹産業である農林水産業の仕事づくりを軸として、教育・文化、医療・福祉・介護、物流等の様々な産業分野と連携しながら、地域資源やデジタル技術を活用しつつ、社会課題解決に取り組む意欲的な地域を「デジ活」中山間地域として登録し、その拡大を図る。なお、既に「デジ活」中山間地域に登録されている地域に対しては、関係機関が連携しつつ、四国圏におけるモデルとして社会課題解決に向けた取組を後押しする。

(連携中枢都市圏等との連携)

地域生活圏の形成に当たっては、既存の広域連携の枠組みである連携中枢都市圏や定住自立圏との連携も重要であり、デジタルを活用した取組の充実を通じ、圏域の更なる発展に向けて取組内容を深化させるとともに、民の力を最大限活用すべく官民連携の視点をより強化して地域課題の解決に取り組んでいく。

(SDGs 未来都市と地域循環共生圏の形成)

SDGs を原動力とした地方創生に係る優れた取組を行う地方公共団体を SDGs 未来都市として選定し、持続可能なまちづくりを促進する。

また、地域が主体となって、地域資源を最大限活用しながら、地域内外の多様な主体と協働して環境・社会・経済課題を同時に解決していくローカル SDGs 事業を次々と生み、育て続けられる自立した地域をつくり、そうした地域同士が支え合うネットワークを構築する地域循環共生圏の取組を推進する。

2) 「コンパクト・プラス・ネットワーク」な都市構造の実現

(「コンパクト・プラス・ネットワーク」の形成)

医療・介護・福祉、商業等の生活サービスを提供する都市機能の存続のために、都市機能の集約等による都市のコンパクト化と、公共交通による「コンパクト・プラス・ネットワーク」の形成を目指す。

例えば、香川県高松市が掲げる「多核連携型コンパクト・エコシティ」のように、現行の都市計画制度の有効的な活用や立地適正化計画の策定を推進し、都市機能の集約等を進める都市のコンパクト化と各集約拠点をつなぐ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の高度化・効率化を図る。人口減少が進む四国圏では、一つの施設で複合的な機能を持たすような施設整備の検討を進める必要がある。

(快適に移動可能な、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりの推進)

徒歩、自転車または公共交通機関の利用により医療、福祉、介護、教育、行政、商業等の広域的都市機能を享受することができるよう、公共交通機関、道路だけでなく建築物も含めた連続的なバリアフリー空間の形成、道路空間のユニバーサルデザイン化、交通結節点における利便性向上や乗継円滑化、ICT を活用した歩行者移動支援サービスの導入、自転車道や自転車専用通行帯を確保する道路空間の再配分、景観行政と連携したまちの活性化に資する屋外広告物利活用の促進や屋外広告物の落下対策の推進などにより、安全で快適に歩ける空間・環境の整備を図る。

これらのような、人が主役のまちなか交通空間の整備により、多様な人々の交流・活動を促し、ゆとりとにぎわいのある「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを進める。

(コミュニティによる暮らしの安全・安心の確保)

住民、民間事業者等の主体的な取組により、自らのコミュニティの安全・安心を確保し、地域で支え合う絆を育むため、住民等が活動する場の提供等の支援を推進する。

また、多様な世代が地域において健康的に暮らし続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の機能を向上させる。

(快適な生活環境づくり)

個人住宅・公共施設のバリアフリー化等の支援による住居環境の質の向上、下水道等の基礎的なインフラ整備、生活に密着した道路や子ども達が遊べる環境に配慮した公園の整備等を推進し、快適な生活基盤の構築を図る。

3) 中山間地域・半島部・島しょ部等の維持・活性化

(持続可能な農山漁村の創造)

農山漁村は、食料の安定的供給、里山を始めとする豊かな自然環境の保全、自然とのふれあい及び機会の提供、伝統文化の継承等の多面的な役割を有している。

将来にわたってこれらの役割を十分に発揮し、持続可能な農山漁村を創造するためには、安全で快適かつ効率的で持続性に優れた社会インフラの整備のほか、都市住民も含め、地域の支えとなる人材の裾野を拡大していくことが必要である。そのため、農山漁村の豊かな地域資源を活用して、農林水産業を軸に観光、教育、医療・福祉・介護等の多様な分野と連携して取り組むことにより、交流人口の増加を図るとともに、地方・田園回帰等の動きも踏まえ、農山漁村と都市の相互補完・相互貢献による共生を目指す。

また、中山間地域等の農山漁村に人が住み続けるため、集落機能の維持・強化や集約化を図る。複数の集落の連携による自立的な地域社会を構築し、人の流れの受け皿となる機能等を果たしていくため、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて複数の集落の機能を補完する、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う農村型地域運営組織（農村 RMO）の形成を支援する。

（離島地域、半島地域の特性を生かした自立的な地域社会の構築）

離島地域においては、創意工夫を生かし自立的発展を遂げるため、自然の保全や文化の継承等を通じて、地域資源を生かした戦略産業の育成、観光地域づくり及び観光の推進等による雇用拡大等の定住促進、対流の拡大促進を支援するとともに、安全・安心な定住条件の整備強化の取組を支援する。また、ICT 等の先端的な技術を積極的に導入し、スマートアイランド²⁵の推進を図るとともに、離島地域と継続的に関係を有する関係人口等の島外人材の活用を推進する。

加えて、生活の安定のため、離島航路の維持や安全かつ安定的な輸送の確保、地域の実情に応じた再生可能エネルギー利活用の推進及びガソリン小売価格の引下げを支援する。また、福祉の向上のため、医師・看護師等及び介護・障害福祉サービス等従事者の確保の支援、遠隔医療や遠隔教育等の積極的な活用並びにその支援基盤の構築を図る。

そして、地域の基幹産業の競争力強化及び離島交通の安定的確保等のため、港湾整備を通じた民間投資の誘発、雇用の創出や物流の効率化により、地域の基幹産業の競争力強化を図るとともに、離島航路の就航率向上、人流・物流の安全確保、住民の交流や観光の振興等に取り組む。

半島地域においては、多様な農林水産物や独自の歴史文化など豊かな地域資源を生かしながら、地方公共団体、NPO、住民団体等の多様な主体が連携して行う、地域間の対流の促進や産業の振興を通じた地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する。また、災害にも対応した安全・安心な暮らしを実現するため、防災機能を強化するための交通基盤整備、生活環境の整備、医療の確保、福祉・介護サービスの確保等を図る。

（「小さな拠点」を核とした維持・活性化）

人口規模の小さな集落地域において日常生活に不可欠な施設・機能を歩いて動ける範

²⁵ ICT などの新技術・デジタル技術の実装により離島が直面している課題を解決するための取組。

圏に集めた「小さな拠点」を形成し、周辺集落との間を、生活の足となる公共交通・物流ネットワークや情報通信ネットワーク等で結ぶことにより、集落地域の「コンパクト＋ネットワーク」による生活に必要なサービスの維持・確保・強化を推進する。加えて、地域公共交通の維持に向けた自動運転等の新技術の導入を検討する。また、「道の駅」や「みなとオアシス」等を、地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に活用しながら、地域間の連携強化に役立てることで持続可能な地域づくりを推進する。

なお、中山間地域等における「コンパクト＋ネットワーク」は、居住機能の集約までを本来目的とはしていないが、四国圏のように人口減少と高齢化が進んだ地域においては、その進行により生じる地域の変化を踏まえた適切な地域の形成に取り組んでいく。

また、離島、山間集落に対し、実用化が進むドローンによる無人物流インフラの整備を進める。

（水産業を支える漁村の活性化の推進）

「浜の活力再生プラン」の策定及び実現の推進を通じて、地域の実情に応じた漁村及び地域漁業の活性化を図る。特に、条件が不利な離島漁業については、各種取組を行う離島の漁業集落に対する支援等を行う。

また、漁業関係者や住民の安全・安心を確保するため、防災・減災対策、災害発生後の円滑な初動対応や漁業活動の継続に向けた支援等を推進するとともに、老朽化が進む漁港施設等の機能を確保し、災害に対してしなやかで強い漁港・漁村づくりを推進する。

地域資源と既存の漁港施設を最大限に活用した海業等の取組を推進し、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用した取組を根付かせ、水産業と相互に補完し合う産業を育成し、地域の所得と雇用機会の確保を図る。

3.2 シームレスな四国を実現する交通・通信基盤整備プロジェクト

四国圏において、海外及び圏域外との物流・交流におけるシームレスな総合交通体系の整備と圏域内の広域的な連携・交流を促進するために、国際ゲートウェイ機能を担う空港・港湾の機能強化、国際路線の拡大、基幹交通を担う高規格道路等や鉄道、航路のネットワーク強化と効率化等を進める。

また、地域生活圏や市町村など日常レベルでの移動を担う地域公共交通ネットワークの「リ・デザイン」（再構築）を、まちづくりと一体となって推進する。さらに、不足しているドライバーなど公共交通従事者の確保を行いつつ、デジタルや新技術を活用した新たなモビリティの充実を推進する。

デジタル技術を利用した「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現に向け、都市部から中山間地域・半島部・島しょ部に至るまで、地理的条件に左右されず生活や産業の基盤を支えるのに不可欠な高速通信インフラの整備と更新を推進する。

（1）地域生活圏どうし、及び域外とをつなぐ広域交通ネットワークの高質化

1) 国際ゲートウェイ機能の強化による国外との交流の促進

四国圏のゲートウェイとなる港湾の機能強化や、天候に左右されない拠点空港の整備と、アジア圏を中心とする路線就航拡大を図るとともに、これらへの圏域全体からのアクセス機能を強化し、国外との交流を活性化させ、他地域を経由することなく四国圏と直接交流・連携できるようなインフラ整備を進めていく。

なお、欧米等の海外諸国へのアクセスについては、近接する圏域と広域連携を図りながら引き続き確保・充実に努めていく。

物流面では、近年の船舶大型化や取扱貨物量の増大に対応するため、徳島小松島港・松山港・高知港で大型船舶に対応した国際物流ターミナルの整備など、四国圏における国際的な物流拠点の形成を推進する。

2) 圏域内外の連携・交流の促進

西日本国土軸の強化や太平洋新国土軸の形成による中国圏・近畿圏・九州圏などの四国圏域外との連携・交流を促進するため、高規格道路²⁶ネットワークの整備を引き続き進めるとともに、高松港・三島川之江港でモーダルシフトに資する複合一貫輸送²⁷ターミナル等の港湾整備、空港の整備、鉄道的高速化・高質化、フェリー・旅客船航路・海上輸送航路の維持・高質化、情報通信技術を活用した内航フェリー・RORO 船ターミナルの機能強化、交通モード間の連携強化等による広域交通ネットワークの整備や強化、利用促進を図る。

また、「日本中央回廊」の形成を見据え、太平洋ベルト地帯を中心とする西日本国土軸との連結、紀淡海峡及び豊予海峡を介してつながる太平洋新国土軸の強化により「全国的な回廊ネットワーク」を形成していく。

四国圏域内においては、人口減少が進む中、生活圏人口の維持に不可欠な高規格道路を「地域安全保障のエッセンシャルネットワーク」と位置づけ、早期形成を目指す。また、シームレスネットワークの構築に向けて、サービスレベル達成型を目指し、シームレスなサービスが確保された高規格道路ネットワークの構築を推進する。

加えて、時間的・空間的に偏在する交通需要や渋滞に対して、データを活用したパフォーマンス・マネジメントにより、ボトルネック対策を効率的・効果的に実施し、高規格道路ネットワーク全体のサービス向上を目指す。

また、都市間を結ぶ幹線鉄道の整備、四国本土と瀬戸内等の島々を結ぶ離島航路の維持・存続により、地域生活圏の中心都市と周辺都市、地域生活圏と連携中枢都市圏、さらには大都市圏といった、広域的・重層的な都市間の対流を促進することによって、経済・生活圏の活力の維持・増進を図る。

さらに、四国の新幹線（四国新幹線及び四国横断新幹線）は基本計画路線に位置付けられている。基本計画路線を含む幹線鉄道ネットワークについて、地域の実情を踏まえ、幹線鉄道の高機能化に関する調査や方向性も含めた検討など更なる取組を進める。なお、四国4県及び四国経済連合会によると、四国の新幹線について、既存の新幹線ネットワ

²⁶ 広域道路のうち、高規格幹線道路や地域高規格道路など、より高いサービス速度が求められる道路。

²⁷ 船舶・鉄道・トラック等の種類の異なる2つ以上の輸送手段を用いて、単一運送人の一元的な管理の下で輸送する運送形態。例えば、トラックごとフェリーに載せて海上輸送するような形態。

ークとの接続などにより西日本における広域交流圏の形成や、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震などの大規模災害への対応力の向上のほか、地方分散型の国土形成などにも貢献するなど、持続可能な四国圏の公共交通ネットワークの骨格として四国圏の将来の地域づくりに大きな役割を果たすことが期待されている。

(2) 地域公共交通の再構築の促進

1) 持続可能な地域公共交通の再構築の促進

(地域公共交通体系のリ・デザイン)

各地域における最適な公共交通ネットワークの実現を図るため、地域公共交通計画の策定及び推進、鉄道とバスのような交通モードの垣根を越えた共同経営（例：徳島県南部における JR 四国と徳島バスの並行区間でのダイヤ・運賃体系の連携）など、地方公共団体と民間の多様な主体との共創や地域経営における連携強化を通じ、まちづくりと一体となって、様々な政策手段を活用しながら利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへの「リ・デザイン」（再構築）を進める。特に、利用者減少や担い手不足により、公共交通事業者だけでは移動手段を十分に提供することが困難な地域については、令和6年7月に設置された国土交通省「交通空白」解消本部のもと、公共ライドシェアや日本版ライドシェアなどあらゆる地域交通ツールを活用し、「地域の足」、「観光の足」の確保（例：愛媛県松野町におけるデマンド交通「あい Bus まつの」の実証運行）により、「交通空白」の解消を進めるほか、自治体等における「交通空白」解消に向けた持続可能な体制づくりを推進する。

集約型公共交通ターミナル「バスタプロジェクト」について、官民連携を強化しながら戦略的に展開して交通拠点を形成し、既存のバスターミナルや「道の駅」等とネットワーク化を図ることで、面としての機能強化を実現する。

また、「道の駅」等を交通結節点として活用した地域公共交通の形成を促進するとともに、貨客混載が可能な物流拠点や自動運転車両の発着拠点といった物流・人流の機能に加え、観光や子育て支援など、複合的な機能を備えた拠点の整備を実施する。

さらに、地域と一体となったコンパクトな拠点の形成、地域経済の活性化及び高規格道路に隣接する主要施設へのアクセス性、利便性向上に資する IC の整備等を促進する。

その際には、豊かな暮らしを支える交通を実現するため、利用者である住民の生活目線に立って、顕在化していない移動需要の掘り起こしや新規需要の創出につながる利便性の向上を、地域の関係者の共創により進める。

(中山間地域や郊外等における移動手段の確保)

交通インフラが脆弱な中山間地域等の人口減少・高齢化が著しく進行する地域や都市の郊外においては、移動ニーズを丁寧に把握するとともに、AI 技術を用いたデマンド型の交通手段の導入等を通じ、高齢者、通学者等自家用車で移動できない人のための公共交通手段の機能維持・向上を図る。

また、鉄道・バス・フェリー・離島航路など、地域住民や国内外の旅行者の足となる地

域公共交通網の維持・確保や安全・防災対策に向けた取組を支援する。

2) デジタルや新技術を活用した新たなモビリティの充実

交通事業者、国、地方公共団体の連携により、人口減少と高齢化により不足しているドライバーなど公共交通従事者の確保を行いつつ、MaaS、LRT の導入、自動運転社会の実現に向けて、自動運転の実装事業や電気自動車の導入支援等、旅客自動車運送事業の DX・GX と運輸事業の振興を進める。

(3) デジタル社会の基盤を担う電力・通信インフラの整備

1) 電力・通信インフラの整備

(地方創生に関する取組の基盤を担う電力・通信インフラの整備)

四国圏の成長力を加速させるためには、生成 AI 等のデジタル技術の徹底的な活用が不可欠であり、これを支えるデジタルインフラ整備を強力的に推進するため、「デジタルインフラ整備計画 2030」に基づき、通信インフラの整備促進と老朽インフラの保守・更新への支援を進める。また、データセンターの分散立地や効率的な電力・通信インフラの整備を通じた電力と通信の効果的な連携（ワット・ビット連携）などの取組を推進する。

(中山間地域・半島部・島しょ部等の生活・産業を支える通信インフラの整備)

行政、民間企業等が連携し、中山間地域や半島部、島しょ部等における光ファイバ等の固定ブロードバンドや 5G 通信等へ対応した無線基地局等の整備（5G 基地局においてはその強靱化）、観光地や防災拠点等における無料公衆無線 LAN の整備を促進し、都市部など人口集積地域との情報通信環境の格差解消を図る。

(産業基盤を支える通信インフラの整備)

場所や時間の制約を越えて地域のポテンシャルを広げることが可能となるデジタル社会における基盤は通信インフラであり、その構築を総合的に進める。

そのため、都市部と地方部の情報格差の解消のためにローカル 5G 環境等の高速通信が可能な通信インフラの整備を進め、地理的条件に左右されずに新たな情報化社会へ対応可能な産業基盤を構築する。

港湾においては、民間事業者間の港湾物流手続、港湾管理者の行政手続や統計調査、港湾の計画から維持管理までのインフラ情報を電子化し、これらをデータ連携により一体的に取り扱うプラットフォームである「サイバーポート」の機能改善及び利用促進を行う。

3.3 四国の土地・建物の保全・管理プロジェクト

人口減少社会において適切な土地・建物の利用・管理を進めていくために、土地境界の明確化や、農用地等の持続可能な土地利用、「地域管理構想」策定などの取組を進める。また、荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策や、空き家の発生抑制、利活用に向けた取

組を戦略的に推進する。

(1) 適切な土地・建物の利用・管理

1) 地域の持続的な土地管理・利用の促進

(地籍整備等の推進)

地籍整備の実施による土地境界の明確化は、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化を始めとして、土地取引、民間開発や国土基盤整備の円滑化等に大きく貢献し、極めて重要な取組であり、圏域内では地籍調査を着実に進めている。

今後も、困難度の高い都市部の地図混乱地域の地図作成事業の計画的推進を図るとともに、大都市部での実施や地域の防災・減災対応等のニーズを踏まえた重点化と効率化の検討を進め、筆界保全標の設置に着実に取り組む。

(農用地等の持続可能な土地利用の推進)

地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害対策、粗放的な土地利用等の農用地保全のための多様な取組を総合的に支援する。

また、放牧や景観作物等の粗放的な土地利用等を行う場合に、農林漁業団体等が地方公共団体に活性化計画の作成を提案できる仕組みや、事業実施に必要な手続を迅速化する仕組み等を活用し、持続可能な土地利用の推進を図る。

(地域管理構想の取組推進)

これまでに人為的な管理がなされた土地は、放棄されれば森林、草地等の健全な生態系に戻らず荒廃し、災害リスクの増大、生態系等に影響を与える一部の鳥獣の増加、外来種の分布拡大のみならず、不法投棄の誘因等も懸念される。そのため、「国土の管理構想」に基づき、土地の利用価値を高める管理方法等の転換や、自然的土地利用への転換などの選択肢について、地域における合意形成を踏まえながら「地域管理構想」策定などの取組を推進する。

2) 空き家と荒廃農地等利用の最適化

(増加する空き家への対応)

増加する空き家に関する問題の解決を図るために、所有者等の管理や活用に係る意識を多様な手段で醸成するとともに、地方公共団体が所有者等に法令に基づく必要な措置を講じ、管理の確保と適切な管理が行われていない空き家等の発生の未然防止を図る。地域の住環境に深刻な影響を及ぼしている空き家（特定空家等）や、そのまま放置すれば特定空家等に該当するおそれのある状態にあると認められる空き家（管理不全空家等）については、法令に基づき、助言・指導や勧告等により適正化を図る。

一方、中心市街地活性化や観光振興、地域コミュニティの維持・強化等地域の状況に応じた空き家活用に向けた需要の掘り起こし、耐震化・スマート化による価値向上、所有者等と活用希望者とのマッチング、地域活性化に資する改修への支援、重点的に活用を促

進する地域の設定等を促進することにより、空き家の活用を促進し、地域経済の活性化等につなげる。

（良質なストックの形成や住宅循環システムの構築）

カーボンニュートラルの実現、少子高齢社会や自然災害の激甚化・頻発化への対応等、近年の社会情勢の変化に適合する、良質な住宅ストックの形成を図る。

そのため、リフォームの促進等を通じて世代を越えて継承されるストック形成を推進するとともに、住宅の適切な維持管理や建物状況調査の活用促進、既存住宅に関する情報提供の円滑化、住教育の充実等、良好で多様な住まいの選択が可能となる環境整備を行う。

また、建物と居住者の両方における高齢化が進行しつつあるマンションについては、適切なる管理による長寿命化の促進や建替え等による再生の円滑化を図る。

これらを通じて、働き方改革やテレワークの進展等の社会環境の変化及び人々の価値観の多様化にも対応し、ライフスタイルの変化に合わせて円滑な住み替えや二地域居住等が可能となるような住宅循環システムを構築する。

（荒廃農地対策）

荒廃農地の発生を抑制するために、地域・集落における農地利用に係る話合いの促進や共同活動の支援を行うとともに、鳥獣被害対策による農作物被害の軽減、担い手への農地の集積・集約化の促進、基盤整備の効果的な活用等による荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を戦略的に進める。

また、空き家と荒廃農地が一緒に存在していることが多いため、空き家と荒廃農地の対策を一体的に取り組む。

4. 歴史・文化、風土を生かした交流・連携により人をひきつける四国

4.1 四国らしさを生かした持続可能な観光プロジェクト

世界にも認知された広域的で魅力ある歴史・文化を有する四国圏の地域資源を磨き上げ、積極的に国内外へ発信していく。そのため、四国遍路を始めとした四国圏独自の歴史・文化の保全・継承と、地域を活性化する人材の育成を推進するとともに、四国圏の食文化や近年注目を集めているサイクリングやアート等多様な文化を活用した地域づくりを推進する。

また、美しい自然風景を四国圏共有の観光資源として今後も利活用できるよう、地域資源を活用した持続可能な観光地域づくりや、既存観光資源の高付加価値化、新たな観光資源の創出等を進める。

（1）四国特有の風土の継承と活用による魅力ある地域づくり

1) 四国遍路を始めとした四国圏独自の歴史・文化の保全・継承

（お遍路文化等の次世代継承）

四国遍路並びに地域の人々の「お接待」に代表される、四国圏特有の歴史・文化や自然、景観を次の世代へと継承していくための体制構築と人材育成を、各県の連携により進めていく。

また、多様な人材と連携しながら文化的価値の高い遍路宿の改修・修復や、遍路道の適切な維持を進め、お接待や宿泊サービス等を充実し、多くの来訪者にお遍路文化を伝えていくとともに、お遍路文化が本来もつ修行の意義に加え、「お接待」等による「癒やし」がストレスフルな社会の中で精神面のケアにも役立つものであることから、リトリート²⁸に着目したお遍路観光の推進を図る。

また、四国遍路世界遺産登録推進協議会が中心となって進めている、四国遍路の世界遺産登録に向けた活動を、四国圏一体として推進する。

（文化資源の活用）

観光コンテンツの開発、文化財や祭りのデジタルアーカイブの拡充、四国圏の土地や人の特徴、歴史、文化を積極的に発信することによる「見える化」等の文化観光に向けた各種の取組の促進を図る。

城下町や宿場町等のまちなみにおける町家や古民家を改修したホテルや飲食施設等の整備等、貴重な歴史文化資源の利活用の取組を推進する。

地域文化の礎である伝統行事や民俗芸能等についても、保存・継承及び振興に必要な支援を実施するとともに、人口減少が進む中での存続のために観光参加を取り込む形での開催を検討する。

港湾における釣り施設や既存の防波堤等の利活用を通して、釣りによる地域活性化を図る「釣り文化振興モデル港」の取組を推進する。

また、四国圏域における文化資源の魅力向上への土台として、四国圏の住民自らがその文化資源の価値を再認識し、地域への認識と愛着を高める取組を進める必要もあり、四国遍路が我が国の歴史文化において占めてきた位置づけについて学校教育の中で学ぶ機会の創出等の検討を行う。

2) サイクリング・アート等多様な文化を活用した地域づくりの推進

（サイクリング等スポーツを活用した地域づくり）

しまなみサイクリングロードは、ナショナルサイクルルート²⁹に指定されている。四国特有のスポーツに関する地域資源を生かし、自然豊かな約 1,000km の四国一周ルートを始めとするサイクリングルートの整備や誘客促進、各種サービス施設の充実を図り、圏域内外との交流及び官民連携による「サイクリングアイランド四国」を推進する。

また、Jリーグや四国アイランドリーグ plus のような地域密着型プロスポーツ活動等を通じて、四国圏域内の交流を促進するとともに、DX を活用したスポーツプログラムの

²⁸ 日常の仕事や家庭・人間関係から離れ、自分だけの時間を取り、心身ともにリラックスすること。

²⁹ 自転車を通じて優れた観光資源を有機的に連携させ、日本における新たな観光価値を創造し、地域の創生を図るため、ソフト・ハード両面から一定の水準を満たす、国が指定するサイクリングルート。

作成、配信等による生涯スポーツの普及を図り、四国圏域内の住民がスポーツに積極的に参加できる機会を確保する。

なお、アマチュアスポーツと文化芸術活動はその性質上、市場のみでは資金調達が困難な分野も多く存在していることから、公的部門を含めた様々な主体による支援体制づくりを進める。

(アートを活用した地域づくり)

瀬戸内国際芸術祭を始めとするアートイベントの定期開催により、魅力ある観光地域づくりを進め、地域間の相互連携の強化及び圏域内外の交流を促進し、文化観光による地域の活性化を図る。また、瀬戸内国際芸術祭を機に、離島を結ぶ港湾において、賑わいの創出につなげるウォーターフロントの整備に取り組んでいく。

地域の文化芸術活動を支える環境を整備し、観光客のみならず圏域の住民が文化芸術活動に積極的に参加できる機会を確保する。

(地域固有の食文化を活用した観光客誘致と地域づくり)

四国圏の食文化について、各種イベントを通じた交流やデジタル技術を活用したプロモーション等により、国内外へ広く魅力の発信を行い、四国圏の食を「現地」で味わってみたいという国内観光客とインバウンドの需要につなげていく。「道の駅」や「海の駅」、「みなとオアシス」等を活用し、これらの施設が地域の食文化を発信する拠点となるように取り組むとともに、官民挙げて国内外に売り込み、四国圏の食品・食材への関心や信頼を高め、地域の魅力を向上させ、「四国ブランド」の認知度の向上と浸透を図る。

また、四国圏の伝統的で地域固有の多様な食文化を次世代に継承するため、学校給食等への郷土料理や地元食材の導入により、幼少期からの関心と理解を深める機会の増大など、生産者を始め地域の関係者が連携し様々な取組を推進する。

(新しい圏域文化の創造・発信)

四国圏の多様で美しい景観や自然資源を活用した新ビジネスの創出、自然体験・教育等による新しい文化の創造を図る。

地域のフィルム・コミッションと行政が連携して、映画やテレビドラマ、CMなどのロケーションを誘致し、圏域にゆかりある商品及びサービスの国内外での需要開拓のための取組を進める。

近年、四国圏域内で開館が続くおもちゃ美術館等、地域性を生かした新たな文化施設の取組を推進する。

(2) 地域資源を活用した持続可能な観光地域づくり

1) 環境と地域が共生した観光地域づくり

四国圏の美しい自然・風景や独自の歴史・文化を圏域共有の資産として、将来にわたってこれらを享受できるよう、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって、その保全を

図りながら観光利用を進めていく。

そのため、観光旅行者は四国圏の自然・文化・歴史等の本質を味わいながら観光を楽しむ、地域にとっては地域資源の保全を可能とする体験等のコンテンツを造成し、地域の経済・社会・環境が循環向上する観光地域づくりを進めていく。

また、地域が主体となって行う持続可能な観光地域づくりのために、地域・観光旅行者の双方がメリットを享受・実感できる地域づくりを推進する地方公共団体やDMO³⁰等のマネジメント体制を構築するとともに、四国圏の新たな魅力として持続可能な観光地域であることを積極的にPRしていく。

2) 観光資源・観光産業の高付加価値化

(新たな観光資源の創出)

四国圏の有形無形の観光資源や、地域の農林水産物等地域資源を生かした特産品等の新たなものを「四国ブランド」としてPR及び消費拡大を図りながら、国内外の人々が惹きつけられる四国圏の形成を推進する。そのため、歴史・食・自然を連動させた滞在型の観光地域づくりや、宿泊場所と食事場所、温浴施設を集落の中で分散させ集落全体を1つの滞在施設として機能させる新しい形の観光地づくり、自然美等の四国圏の強みを新たな形で引き出す観光コンテンツの開発、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催を契機に周辺圏域との連携による広域観光振興等を進めていく。

(景観の活用による地域の活性化)

四国圏が誇る風景や街並み等の景観を選定した四国八十八景を始め、四国圏の美しい景観の保全と再生・活用を図るとともに、観光資源としての活用と地域の活性化につなげる取組を推進する。

地域の景観の維持及び向上において重要な意義を有する、伝統建築による古民家の保全及び再生について、観光客向けの宿泊施設や移住者等向けの住宅として活用することによる地域外からの資金の獲得、地域内の経済循環等を図る。

また、工場夜景、産業遺産等が魅力ある景観として認識される等、新たな景観の価値を見いだす動きを通じた地域の活性化を図る。

上記のような観光、住宅、教育、雇用、産業、文化等の複合的な観点から、地域内外の関係者が一体となり、美しい景観の保全と活用に向けた取組を推進していく。

3) 観光産業の中核を担う専門人材の育成

今後の地域振興の中核を形成する観光産業の発展に向けて、DMO人材、観光ガイド、コーディネーター、外国出身者の活用によるインバウンド対応人材等、観光産業の中核を担う専門人材の育成への支援を進める。

また、「遍路道」等の過疎地域に多く存在する地域の資源については、これらの保全の

³⁰ 地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定し、着実に遂行する機能を備えた法人。

ために、多様な主体が行政と連携・協働して、人材育成及びその体制づくりを推進する。

4.2 観光・交流促進プロジェクト

観光と交流の促進に向け、クルーズ船の再誘致や大型プレジャーボートの受入拡大に向けた施設の整備・改善、広域周遊観光のPR、特別な体験の提供や特別感のあるイベントの開催、歴史的資源を活用したまちづくり、「日本風景街道」等による美しい道路空間の形成、インターネットやキャッシュレス決済が利用可能な環境の充実等による旅行者の受入環境の整備等により、四国圏の地域資源の魅力を向上させるとともに、地域資源の魅力を広く国内外にPRする。また、観光面での四国4県の連携強化や、多様な分野における国内外との交流人材の育成等の交流促進施策を進める。

今後、広域連携DMOが主体となって策定する「広域連携観光戦略」に基づき、周遊観光の促進や観光コンテンツの造成、受入環境整備、情報発信・プロモーションの強化等の具体的な取組を進める。

(1) 受入環境整備と四国の魅力発信による観光活性化

1) 観光客受入環境の整備によるインバウンド観光の促進

クルーズ船の寄港はインバウンドを押し上げる一因であるため、高松港で岸壁の延伸等による大型クルーズ船の受入環境を整備・改善するとともに、瀬戸内海から太平洋に及ぶ海を巡る周遊ルートと観光コンテンツの構築、クルーズ船社に対するPR活動を推進し、クルーズ船の再誘致に積極的に取り組む。

また、外国人高所得者層等が個人所有する大型プレジャーボートの世界的な市場規模が拡大傾向にあることを踏まえ、大型プレジャーボートの受入拡大に向けた施設整備等の取組を推進する。

また、瀬戸内地域を世界に誇れる主要な観光圏とするための魅力向上に向けた取組として、離島における定期航路等の2次輸送を活用した瀬戸内海周遊観光や小・中型のラグジュアリー船及び大型クルーズ船による瀬戸内海クルーズの実現等を目指し、瀬戸内海クルーズ新アクションプランに基づく取組を推進する。

国内外からの旅行者の利便性向上を図るため、無料の公衆無線LAN(Wi-Fi)や多言語案内表示、多言語対応可能な観光案内人材の確保、地方における免税店数の拡大、キャッシュレス決済の普及に向けた取組への支援の継続・拡充等を進める。

スマートフォンのみでレジャー・体験の予約、観光施設周遊パスや公共交通機関のデジタルチケット購入等が可能となるMaaSアプリの宣伝・利用を促進する。また、観光振興等による地域活性化に向けた利用しやすい高速道路料金の実現を図る。

外国からの旅行者向け消費税免税制度を活用し、四国圏の農作物を始めとした地域産品の販売拡大や、「四国遍路」や地域の伝統芸能等の歴史・文化に触れることができる質の高い日本文化体験プログラムへの参加促進、ナイトタイムエコノミー³¹の促進、また、

³¹ 夜間（日没から日の出まで）の経済活動全般。夜間の活動の活性化を通じて地域の魅力や文化の発信、消費拡大などにつなげる考え方。夜間のイベント開催、深夜営業のグルメスポットの充実、劇場の公演時間延長など、魅力的なコンテンツを夜間に提供し、経済の活性化を図る。

それによる滞在期間の長期化等により、旅行者一人当たりの消費額を伸ばし、インバウンドによる観光消費を一層拡大する。

2) 地域の魅力を積極的に国内外へ発信

(魅力的な地域資源を積極的に国内外へ発信)

四国圏が有する有形無形の地域資源の魅力を積極的に国内外に発信していくために、首都圏・近畿圏等のメディアへのパブリシティ活動や海外現地旅行会社との連携、オンライン旅行会社（OTA）や海外現地メディアを活用したプロモーション、各県の県人会、四国圏出身者、Iターン者等の人的ネットワーク、DXを活用した海外向けデジタルマーケティング、メタバース空間のような先端のデジタル技術を活用した情報発信など、リアルとデジタルを組み合わせたプロモーション活動を推進する。これらは、四国4県が予算や役割等において適切に分担した体制を構築しつつ、連携してPR活動を推進していく。また、「しこくるり」や「tabiwa by WESTER」のような観光型MaaSの取組を推進する。

特別な体験の提供や、特別感のあるイベントを四国各地で集中的に実施し、観光地としての四国圏の魅力をインパクトのある形で内外に広く訴求していく。

遍路体験、アドベンチャーツーリズム、ガストロノミーツーリズム、スポーツツーリズム、インフラツーリズム、アート体験、各都市における都市公園・国立公園・国定公園・国営公園の魅力向上、国際競争力の高いマリリゾートの形成、歴史的資源を活用したまちづくり、各都市における公園の再開発等を推進する。

「みなと」を核とした魅力ある地域づくりとして、港湾環境整備計画制度（みなと緑地PPP）を活用し、民間事業者による賑わい創出に資する公共還元型の港湾緑地等の施設整備の取組を推進する。

四国圏の地域資源について他圏域との差別化を図り、その特徴や価値等を積極的にPRしていくために、四国圏の魅力を四国圏自身で発信可能な新しいメディアの育成を図る。例えば、「瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会」は、瀬戸内海沿岸市町村相互の連携により瀬戸内海の利用振興や発展に資する情報発信を行っており、この活動等を通じて積極的にPRしていく。さらに、近年では、東南アジアを始めとする新興国が急速な経済成長を続けており、海外での市場拡大が見込まれるため、地域商社との連携による地域産品のプロモーションと販路開拓、大都市圏でのトップセールス、バーチャル展示会やオンライン商談会等、海外への輸出拡大を積極的に展開する。

(四国圏から直接世界に向けて情報発信)

瀬戸内・海の路ネットワークなど四国圏及び周辺圏域を含めた観光周遊ルートについて、アジアを中心とした各国市場に対応した効果的なプロモーション活動を推進する。この際、個々の観光ルートや観光地によってその市場特性が異なることにも留意しつつ、プロモーション等を行う。そのため、デジタル技術を活用したニーズ把握や情報発信等の取組を推進する。

また、四国のPR大使としての外国出身者の活用や、国内在住の外国出身者が有する人的ネットワークの活用等による情報発信等を実施する。

(2) 圏域内外、国外との連携・交流の促進

1) 相互連携の強化による圏域内外の交流促進

(相互連携の強化)

四国4県の連携により、県境を越えた広域的な観光周遊を企画・実施し、四国圏を満喫できる観光のプロデュースの強化や、(一社)四国ツーリズム創造機構等と四国4県が連携した国内外での観光PR活動を実施すること等、観光面を中心に各県の相互連携を強化する。

また、(一社)せとうち観光推進機構等の中国圏や近畿圏を始めとする圏域外とも連携した活動により、四国圏域を超えた広域的な観光ルートの構築や国内外に向けたPR活動を行っていく。加えて、欧米豪旅行客や高付加価値旅行者等をターゲットに、西日本・九州への広域的な誘客を図る「西のゴールデンルート」の取組を、近畿圏・中国圏・九州圏と連携して推進する。

南北軸の高速道路等を生かし、現存する天守等の歴史文化資源、ユネスコ世界ジオパーク等の自然資源、温泉、郷土料理等を連携させ、日本海・瀬戸内海・太平洋の3つの海をつなぐ広域観光を推進する。また、観光立国の推進に向けて、ゲートウェイとなる空港・港湾や観光地へのアクセスを強化し、観光資源の魅力を高める。

(交流促進と交流人材の育成)

県や市町村の友好提携・友好交流先の地域との多様な分野における国内外との交流の推進を図るとともに、JETプログラム(語学指導等を行う外国青年招致事業)終了者、圏域内に居住経験のある外国出身者等との交流や各県の海外県人会等による国際交流や、「山村留学制度」、地域資源を活用した第2のふるさとづくり、ワーケーションやブレイジャー等による圏域外との交流等も進めていく。

また、地域コミュニティの伝統的寄合所である神社・寺、地域住民、圏域に関係する学者、圏域に興味を持つ外国出身者等が連携したグローバルコミュニティや、デジタル技術等を活用し、広く交流・連携するバーチャルコミュニティの形成を図っていく。

5. 多様性が尊重され、誰もが生き生きと活躍する四国

5.1 ダイバーシティ形成プロジェクト

誰もが多様なライフスタイルを実現できる魅力ある地域を目指し、性別や年齢、国籍、障がいの有無などにとらわれず、誰もが暮らしやすく、それぞれの能力を発揮して活躍できる環境づくりを推進する。

また、四国圏において若者や女性などあらゆる人々にとって魅力ある就業機会を創出するために、新しい取組にチャレンジできる機会や場の創出、多様な価値観と挑戦を受

容する地域づくりを進める。また、デジタルを活用した都市部と遜色のない就業環境の整備など、産学官の連携による若い世代に向けた各種の就職支援を図る。

(1) 多様なライフスタイルが実現できる魅力ある地域づくり

1) 仕事と家庭の両立を図れる地域づくりの推進

仕事と子育てを両立する働き方を実践していくため、公教育や子育てサポートの充実に加え、住居、職場、保育施設等が近接するまちづくり、放課後児童クラブ等の地域が一体となった子育て支援のまちづくりを進める。

また、テレワークやコワーキング、ワーケーション等、ワーク・ライフ・バランスを意識した働き方改革、育児・介護と両立しながら仕事を続けられる休暇制度や勤務制度の導入等による就業支援等、子育てに必要な時間を確保し、負担の軽減を図ることで男女がともに育児に参画することができる「共働き・共育て」の環境整備を推進する。あわせて、企業内保育施設の整備、育児休業・短時間勤務の利用促進等、子育て世代が働きやすい職場環境づくりに取り組む企業・団体などへの支援の拡充を図る。

2) 結婚前、結婚、妊娠・出産、子育て、医療、介護といったライフステージに応じた支援の充実

(結婚の希望をかなえる取組の推進)

50歳時の未婚割合が上昇し続けている中で、各県に設置されている結婚支援のための組織の活用や、企業・団体間でのネットワークの活用、ビッグデータの活用等により、独身男女へのマッチング支援を行う等の総合的な婚活サポートや、結婚に伴う新生活支援の推進を図る。

(ライフステージに応じた支援の充実)

サービス付き高齢者向け住宅、子育て世帯向け住宅及び子育て、医療・福祉・介護・健康、コミュニティ等のサービス拠点施設の整備等により、多様な世代が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅・スマートウェルネスシティ」の展開を推進するとともに、地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・福祉・介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図る。

若者、女性、高齢者等の多様な世代が安心して暮らせるよう、中長期的な人口動態の変化とそれに伴う地域ごとの将来の医療需要を見据えた地域医療構想と医師確保計画の達成及び見直しを図る。

主に若年層を対象に、愛媛県が運営している「きらきらナビ」のようなデジタル技術を活用した結婚・妊娠・子育てのワンストップ支援の実施・充実や、子育て世帯への経済的支援、ICTを活用した児童虐待等に係る相談体制等、安心して子どもを産み育てることができる社会環境の整備を推進する。

また、多様な世代が余裕ある生活を送れるように副業・兼業の解禁等を図っていく。

3) 次世代を担う子どもたちが健やかに育ち、学べる環境の創出

(子どもたちが健やかに育つ環境の創出)

次世代を担う子どもたちが健やかに育ち、学べる環境として、認定こども園・幼稚園・保育所等の子育て支援施設や放課後児童クラブ等の整備・拡充、夜間保育、遠隔保育・育児の導入を図るとともに、保育所などの職員の待遇改善等を推進する。また、育児世代とシニア世代の交流支援を行う。

安全な子育ての場となる都市公園の整備の推進と通学路等の安全性を確保するとともに、公共交通機関と連携してベビーカーの利用に対する周囲の配慮を呼びかける等、子育て世代が安心して移動できる環境の整備、公共施設や公共交通機関等の子育てバリアフリー化を進める。

また、「こどもファスト・トラック³²」の推進等の取組を通じて、こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革を進める。

(ICT を利用した学習環境の整備)

教育分野における DX を推進し、児童・生徒に向けたオンラインによる ICT による遠隔授業や交流学习等の実施・充実、教職員等に向けた最新の知見に基づく e-ラーニング教材や特別支援教育の研修・会議等の実施・充実、児童生徒 1 人 1 台の端末を活用した授業の充実等、DX を通じた新しい学びのスタイルの創造と質の向上を図る。

また、デジタル時代に生きる子どもたちが ICT を利用した情報を適切に使いこなすことができるように、情報の真偽を判断する能力、情報を適切に活用する能力、情報を安全に活用する能力を育む、情報リテラシーの育成を図る。

4) 元気な高齢者が知識、経験、技術を生かして活躍できる地域づくりの推進

高齢者が地域において元気にかつ主体的に社会参画できるよう、ボランティア活動や生涯学習、スポーツ等を通じた心身の健康・維持増進に資する街づくり・場づくりを推進するとともに、高齢者の社会参画を可能とする教育・人材活用への支援を図る。

元気な限り働きたいという意欲を持った高齢者が地域社会の担い手として、豊富な専門知識や経験、技術等を生かし活躍できる就業の場をマッチングするための仕組みを確立する。

大都市圏などの他圏域の都市部に居住する高齢者に対して、四国圏への移住情報の充実及び更なる積極的な発信を行うとともに、受入体制の環境整備を図り、元気な高齢者を受け入れることによって、地域コミュニティの更なる活性化を促進する。

5) 障がい者が能力を最大限発揮し、活躍できる地域づくりの推進

(障がい者が活躍できる地域づくりの推進)

障がい者が抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて身近な地域で相談支援

³² こども・子育てにやさしい社会づくりのため、妊娠中の方やこども連れの方に優先案内を行うなど配慮を行う取組。

を受けることのできる窓口の設置・拡充等により、障がい者が自ら地域活動に参加できる体制の構築を図る。

生活・労働・雇用等、障がい者の社会生活において、デジタル技術を積極的に活用し社会的障壁をなくすための取組や社会参加を推進する。

（障がい者の雇用促進及び就労支援の充実）

就職面接会の実施や、在宅ワーク等の勤務形態の選択、就職を希望する者の障がいの程度に応じた企業へのマッチング等、雇用の促進及び就労支援の充実を図る。

DXを活用し、障がい者のICT機器の利用機会拡大と活用能力の向上促進を図る事業への支援や、遠隔操作可能な「コミュニケーションロボット」による難病患者の新たな社会参加手法の実証等を実施し、生活・労働・雇用等における障がい者の社会的障壁をなくすための取組を推進していく。

6) 外国出身者が暮らしやすく、活躍できる地域づくりの推進

外国出身者及びその家族が安心して暮らすための基盤となる仕事の創出に向けて、外国出身者を含めた雇用の創出・拡大や、外国人技能実習生が従事する業務の柔軟化と地方での受け入れ先の拡大、外国出身の起業家等の受入促進、留学生に対する留学から就職に至るまでの一貫した対応等を実施していくとともに、外国出身者の意見を取り入れる仕組みを構築する。

また、多様な背景に対応できる出産・育児環境や情報提供体制を整備し、ライフステージの変化を越えて継続的に働き続けられるための取組を推進する。

(2) 魅力ある就業機会の創出

1) 多様な価値観と挑戦を受容する地域づくりの推進

若者を中心に多様な年齢層が新しい取組にチャレンジできる機会や場を創出するとともに、それをサポートする体制の構築と新しい取組のチャレンジにつながる多様な生き方を認めるリベラルな地域風土の醸成を図る。

そのため、チャレンジする若者への支援、ICTを効果的に活用した幅広い学習機会の提供、大学や高等専門学校との連携による生涯学習・リカレント教育³³等の充実、高齢者から子どもまで幅広い層へのICTの普及啓発等、多様な価値観の創造と挑戦手段を育む地域づくりを進める。

2) デジタル活用により都市部と遜色のない就業機会の創出

中心市街地を始め、過疎地、離島に至るまで、圏域全体にブロードバンドの整備を進め、テレワークの可能な環境を圏域全体へと波及させるとともに、クラウドソーシングを普及させ、圏域のどこにいても仕事が可能な環境を整備する。

³³ 社会人が学校教育から一旦離れた後も、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていくこと。

また、サテライトオフィスやコワーキング、ワーケーション等の誘致・開設とそれらについての情報発信などの需要喚起策に対する支援を進め、デジタル活用による場所に囚われない生活・働き方の実現や雇用の創出、地方に居住しながら大都市圏の会社に所属しフルリモートで働くことが可能な働き方のロールモデルの提案等を行い、四国圏で生まれ育った若者が希望を持って四国圏で働きたいと思える地域づくりと四国圏へのUJターナーの受け皿となる就業環境の整備を目指す。

3) 産学官の連携により魅力ある就業機会を創出

(雇用のミスマッチ解消による若者の流出防止)

四国圏からの若者の流出を防ぐため、地方公共団体、地元企業、教育機関が連携し、就職時に圏域内の若者の希望に合った就職のマッチング支援等を行う仕組みの充実と新たな取組の構築を図る。

大学等の進路相談・支援機能とハローワークのマッチング機能を連携させ、ハローワークの全国ネットを活用した広域マッチング体制を強化し、学生等が就職活動を行う機会を確保できる環境整備等を図る。また、大学等では四国圏の魅力や可能性について学生に伝え、学生の四国圏への定着を図るほか、卒業後に四国圏域外へ出た若者が四国圏の魅力の発信役を担うことを目指す。

また、地方公共団体と地元企業が連携して実施する、UJターナー就職希望者と採用希望企業のマッチングに対する支援の充実を図る。

(若者と地元企業を有効に結びつけるための就職支援)

四国各県の企業が連携し、オンラインによる情報交換と直接体験とを組み合わせたインターンシップ(職場体験)や地域の経営者等による出前講座、合同就職説明会等の就職支援、高校等におけるキャリア教育への支援を行うことで、若者への地元優良企業の認知度向上、若者と地元企業の有効なマッチングに結びつけ、雇用の増加を図る。

地域の創業や新産業の創出、企業誘致・留置の推進、事業拡大等に必要な中核的・専門的人材の誘致等を通じた雇用機会の創出、求職者に対する能力開発、情報提供、相談等の取組を進めるとともに、地域の雇用情勢に応じて雇用創出、能力開発等を行う事業主への助成を行う。

また、地方創生インターンシップ等 UIJターナー促進に向けた取組や、若年層移住者に対する経済支援措置の拡充、デジタル人材の移住・定住の促進への支援を図る。

5.2 安心して暮らせる四国づくりプロジェクト

誰もが安心・安全に暮らせるように、デジタル技術を活用した医療・介護・福祉の充実、住宅セーフティネットの機能充実、犯罪や事故のない地域環境づくりを進めるとともに、地域コミュニティの維持・強化に向けた担い手の育成、開かれた地方共生化社会に向けた社会参画のための仕組みづくり等を進める。

また、二地域居住等やワーケーション誘致を通じた関係人口の拡大や、各種の大都市

圏との交流促進事業や情報発信の実施、UIJ ターンによる移住・定住者の誘致に向けた環境整備等を図る。

(1) 共助社会づくりの推進と新たな担い手の創出

1) 安全・安心に生活できる共助社会づくりの推進

(デジタルを活用した医療・介護・福祉の充実)

住民・行政・医療・介護・福祉の関係者等が連携し、子育て支援、高齢者介護、障がい者支援等を行う体制の整備を進めるとともに、支援を要する方々の自立した生活を確保することの重要性について、地域の誰もが理解を深めて支え合う「心のバリアフリー」に関する施策を推進する。

また、医療・健康・介護分野における ICT 等を活用したサービスの高度化・効率化に向けた取組として、遠隔医療システムの拡充やオンライン情報の活用等の医療のデジタル化、介護ロボットの導入や AI を活用したケアプラン作成、医療・介護との連携等を推進する。

スマートヘルスケアアプリの活用促進や、医療・健康に関するビッグデータを利用して、住民一人ひとりが自発的に生活習慣病対策に取り組む気運の醸成等を図る。

一部の都市で進んでいるスマートシティの取組の面的展開を図り、地域の暮らしの快適性をデジタル技術により高めていく共助社会の受け皿づくりを推進する。

(住宅セーフティネットの機能の充実)

住宅の確保に特に配慮を要する低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世代等の居住の安定を確保するため、民間賃貸住宅等の既存ストックを有効活用し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録、登録住宅の改修や入居への経済的支援、居住支援法人等による居住支援に取り組む住宅セーフティネット制度の活用を推進する。

(犯罪や事故のない安全・安心な地域づくり)

犯罪のない地域づくりを推進するため、地域の防犯ボランティア団体の活動促進や地域安全マップづくり、防犯情報の提供・広報等により、防犯意識の啓発を図るとともに、生活安全センターとしての交番機能を支える交番相談員の活用、防犯活動拠点の確保を行う。また、夜間照明や防犯カメラの設置、死角をつくらない配置等に配慮した道路や公園の整備、防犯性能の高い建物部品（CP 部品）の普及、ビッグデータ・デジタル技術を活用した犯罪の予防や検挙、警備、交通安全対策等、防犯に十分配慮した取組を推進する。

加えて、通学路や園児の移動経路などの交通安全環境の整備や、車両の通過交通抑制及び速度低減による安全な歩行空間の確保等を目的として、面的な速度規制とハンプ等の物理的デバイスを適切に組み合わせる「ゾーン 30 プラス」等、交通事故抑止対策を推進し、安全・安心な交通環境の形成を図る。

産学官の関係機関等が連携し、近年、経済・生活基盤として欠かせないものとなってい

るサイバー空間の安全性確保について、「四国サイバーセキュリティネットワーク」により、最新のサイバーセキュリティに関する情報の収集・共有やサイバーセキュリティ対策に対する意識の向上、また、実践的な対処能力を持つセキュリティ人材の育成等に取り組んでいく。

2) 地域づくりの担い手育成と誰もが活躍できる地域づくりの推進

(地域づくりの担い手の育成)

他圏域より先行して人口減少・少子高齢化が進む四国圏において、地域コミュニティを維持・強化し、地域の活力向上を図っていくため、コミュニティマネージャーのような地域をまとめ上げ、自ら主体的に動き、考え、スピード感をもって決断し事に取り組む担い手の育成並びに、環境整備と地域づくりを担う組織の育成を進める。

(社会参画のための仕組みづくり)

圏域に居住する全ての人に開かれた地方共生社会の実現のために、女性・子どもなど多様な主体が地域づくりに積極的に参画できる仕組みの構築、デジタルによって手軽に社会参画のための相談ができる仕組みづくりを進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現や地域社会における社会参画のための ICT 利活用を促進する人材の育成等を促進し、多様な人々が生き生きと暮らし活躍できる地域づくりを図る。

また、一度四国圏域外に出た若者が、UJ ターン後に経験を生かして就労したり活動したりできる場を作るために、関係する NPO をサポートする中間支援組織の育成と四国圏域内での連携強化を図る。

(2) 交流人口の増大、移住・定住促進による地域活性化

1) 大都市圏との交流促進、移住・定住の受入れ促進による地域活性化

(UIJ ターンやワーケーション等の誘致による関係人口の拡大)

UIJ ターンやワーケーション、サテライトオフィス等の誘致による関係人口の拡大を図るため、デジタルインフラの整備や空き家等を活用した二地域居住等やワーケーションに利用できる住宅、シェアハウス、コワーキングスペース等の施設整備等を推進する。

あわせて、ワーケーションやサテライトオフィスの誘致体制の充実や、UIJ ターン希望者を支援するコンシェルジュの設置等、官民連携による UIJ ターン受入れ体制づくりを推進する。そのため、四国圏の魅力発信による需要喚起策等に対する支援や、大都市圏の企業の四国圏への立地や移転などに対する優遇措置、国の機関や独立行政法人などの四国圏への誘致等を検討する。

また、イベント開催など UIJ ターンと地域住民との交流活性化に向けた取組や、UIJ ターンが活躍できる場づくり等を進める。産業誘致や地域文化の魅力 PR 等の UIJ ターンにとって魅力ある地域づくりを進める。

(大都市圏との交流、二地域居住の促進)

主に大都市圏と四国圏の交流人口の拡大に向けて、(一社)四国ツーリズム創造機構と民間事業者の協力等により、滞在型観光や体験型観光を中心とする交流を促進する。

Web や SNS、放送コンテンツ、インフルエンサー等を活用した積極的なプロモーション活動により、観光ルートや観光地情報、地域産品、文化、風土等、地域の魅力を国内外に情報発信するとともに、時代に適合した宿泊施設等の整備と運営体験・交流事業の積極的開催を行う。

また、大都市圏の教育機関と連携し、都市部の子どもを四国圏の学校で一定期間受け入れ、圏域内の子どもや住民との交流を深める、デュアルスクールの取組を推進する。加えて、四国圏に二地域居住の拠点を設ける世帯が、住民票が四国圏域外にあっても未就学児を幼稚園や保育所に預けることのできるよう、区域外就学制度やこども誰でも通園制度³⁴等の活用を促進する。

上記の観光・交流を契機に、大都市圏等から四国圏を継続的に訪問する関係人口が増加し、ひいては二地域居住等の増加につながる取組を促進する。

6. 地域産業の成長と創出により競争力を発揮する四国

6.1 未来の四国を担う産業成長プロジェクト

四国圏の企業が、大きく変化しつつある事業環境に対応し、成長するために、SDGs 等グローバルな事業環境の変化に対応した海外展開や圏域外企業の誘致、DX や GX への対応による地域産業の再生等を支援する。また、四国圏が優位性を持つ分野のものづくり産業の強化や生産性向上のほか、地域消費型産業の付加価値生産性の向上等により、地域産業の活性化を図る。また、スタートアップの創出を促進する環境整備や、大学を始め産学官の連携によるイノベーションの促進を図る。

さらに、高い技術力や魅力ある四国産品の新たな市場・販路の拡大に向けた各種取組を進めるとともに、産業基盤を支える交通や通信等の社会インフラの整備・高度化・多機能化を推進する。

(1) DX、GX、SDGs 等事業環境の変化に応じた地域産業の成長促進

1) SDGs 等グローバルな事業環境の変化への対応

圏域内の企業が、事業環境の変化に適合した事業再編等により持続的な企業価値の向上を実現し、海外需要の取り込みや各企業の様々なポテンシャルを生かした海外展開等を行うことを支援する。

また、四国圏が有するものづくり産業の基盤や地理的なポテンシャルを内外にアピールし、圏域外及び国外企業の四国圏への進出を促す。

圏域内企業が SDGs に取り組むのを支援するとともに、社会の企業による SDGs 対応への理解促進を図る。

³⁴ 全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらないかたちでの支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる制度。令和7年4月に制度化され、令和8年4月から本格実施。

2) DX や GX による地域産業の成長促進

(DX による地域産業の成長促進)

地域産業の再生に向けて、「四国 DX 推進戦略」を踏まえ、生産性向上や業務効率化に資する DX や AI、ロボット等の先端技術の活用を図るとともに、先端技術の導入推進を図る企業に対し支援を行う。

革新的な技術シーズを次々に新製品や新たなビジネスモデルへつなげるための取組や、ものづくり企業と IT 企業のマッチング、デジタルをからめた研究開発・技術創発等への支援を実施するとともに、地域産業において AI を活用することで生み出される新しい形での男女共同参画や女性の活躍、働き方改革のような新しい企業の取組を創出し、全国の先駆者となることを目指す。

(GX による地域産業の成長促進)

カーボンニュートラルの実現に向け、化石燃料中心の社会経済システムからクリーンエネルギー中心のシステムへと移行する GX が進展する中、地域産業においても GX への対応は不可欠であり、企業の GX 化に向けた取組を支援していく。

(2) 地域産業への投資拡大と生産性向上による成長促進

1) 国内投資の拡大と生産性の向上

原材料価格・エネルギー価格の高騰や労働力不足が懸念される中、研究開発等の促進や生産設備の新陳代謝の促進等により、グローバルな競争にも勝ち抜ける四国圏の成長を支えるものづくり産業を強化する。

そのため、紙やセルロースナノファイバー等の基礎素材型産業や造船業等、四国圏に集積する産業の更なる高度化と、次世代 LED や光関連産業、蓄電池等の四国圏が優位性を持つものづくり産業の生産性向上と新技術開発を促進する。

また、中堅企業の国内投資を後押しし、経営力の高い中堅企業による中小企業のグループ化を通じた収益力向上や産業構造の新陳代謝の加速化を図るほか、四国圏の各省庁や支援機関などが連携した中堅企業の成長を後押しする体制構築を推進する。

2) 地域産業の成長促進

フードテック、高機能素材、ヘルスケア、AI・IoT 等の今後、四国圏において成長が見込まれる産業の戦略的な創出・集積を図る。

地域内で資金を循環させ地域の活力を高めていくため、実質 GDP 及び雇用の 7 割以上を占め、生産性の上昇余地も大きいサービス産業等の地域消費型産業について、付加価値を高めるとともに生産性向上の取組を推進する。

(3) 連携やイノベーションによる地域産業の創出促進

1) 持続的な成長の糧となる新たな産業の創出やスタートアップを促進

(スタートアップの創出)

収益性や生産性の高い分野へ投資や雇用をシフトさせるためには、新規創業・第二創業等といったスタートアップ企業が次々と生まれ成長産業へと結びつく環境を整えることが非常に重要であり、スタートアップ支援とともに、大企業からのスピノフ、カーブアウトまたは M&A の形態を含め、スタートアップが活躍できるよう、人材面及び資金面における障害を取り除くための総合的な対策を講じる。中国四国地域におけるスタートアップ支援の広域プラットフォームとして 2023 年に設立された「J-Startup WEST」を活用しながら、四国圏から全国・世界へはばたく有望スタートアップを選定し、集中支援を行う。

また、四国圏域外の教育機関や企業等との交流機会を契機としたスタートアップ創出や四国圏域外から来訪するアーティストやクリエイターとのコラボレーション等、外部の視点から圏域が有する地域固有の価値を見出し、雇用創出につながるスタートアップの創出も目指す。

(地域の新たな産業の創出促進)

ヘルスケア産業、映像制作やデジタルコンテンツ等のクリエイティブ産業、AI やビッグデータ等の情報通信関連産業等の時代に適合した産業、四国ならではの第 3 次産業、圏域内企業との相乗効果が見込まれる企業や地方進出において成功しやすい小さなものづくり産業の創出・誘致により、新たな産業クラスターとしての集積を図る。また、官民が連携し、圏域からの生産年齢人口の流出阻止を図るため、雇用創出に重きを置いた取組を積極的に支援する。

2) 産学官連携によるイノベーション促進

発展性のある産業展開を図るため、企業の研究活動を支える産学官連携やビジネスマッチングによる企業間連携を強化させ、イノベーションを促進し、コアとなる企業を育成していく。

産学官の連携、(一社)四国地域大学ネットワーク機構等の大学間連携の枠組み等、多様な主体間のネットワークの構築・強化により、イノベーション創出の中心となる知的対流拠点を整備するとともに、産業支援機関の支援機能の充実や四国圏の基幹産業に結びついた大学・高専等の機能強化等を図り、大学や高専、公設試験研究機関等に蓄積された知識や研究成果等を生かして、企業の新たな事業化を促進する。さらに、大学・高専等の技術シーズを民間企業が速やかにイノベーションへとつなげるため、「橋渡し」機能の強化、他地域の企業や大学等との連携・交流促進による新産業の創出を図る。

広く知識・技術の共有を図る複数の企業や大学・高専等によるオープン・イノベーションプラットフォームの推進や知的財産の戦略的な活用等により、地域課題の解決や価値創造を促進するとともに、官民が一体となった研究開発投資の促進等に取り組む。

また、四国圏における産業再配置の代替ビジョン策定や、四国圏における産業クラスター形成事例等の発信、全国トップレベル企業とスタートアップ等の見える化、四国圏

における産学官が連携した取組の発信等により、イノベーションの促進を図る。

(4) 技術力や魅力の向上による新たな市場・販路の拡大

1) 高い技術力や魅力ある四国産品の国内外への市場・販路拡大

地元中小企業等が担うものづくりの高い技術力を国内外に売り込み、販路を移型、輸出型に切り替え、新たな市場を切り拓いていくために、地域資源にテーマ性を持たせる等の付加価値を高めた商品開発と輸出先国等の販売先の規制・市場変化・ニーズに対応できる産地の育成、輸出に積極的な生産者等のサポートを行う。

卸業者等が有する商流の活用や、大手食品メーカー等との連携、海外現地商社等による代理営業の活用、現地バイヤーの開拓・関係強化、放送コンテンツの海外展開等を通じた情報発信の強化等を実施するとともに、非対面型の WEB 商談会・展示会等の開催や、圏域内企業の優れた技術と製品の情報をデータベース化しての発信・PR 等の ICT を活用したセールス活動を行う。

2) 産業基盤の強化・高度化・多機能化

産業基盤（交通及び通信インフラ）を従来の用途だけではなく、他の用途として用い、その空間を有効活用することで価値を高め、本来有する機能に他の機能を付加（多機能化）することでインフラの多面的活用を推進する。

具体的には、生産性の向上に資するインフラのストック効果を意識した事業を重点的・優先的に実施することにより、企業立地の受け皿となる工業団地の造成や用地の確保、物流コストの縮減や輸送時間の短縮を促進させる。また、クラウド、センサー、ビッグデータ等 ICT の活用を促進すること等により、四国圏域内外の企業間連携を促し、地域の特性を生かした企業立地環境の整備や国際的な競争力・技術力を持った企業を誘致するための支援を行っていく。

また、現代の日本では第3次産業が経済の中核をなしており、四国圏の更なる発展のためには今後も第3次産業の創出・誘致が必要不可欠であり、産業強化に向けたインフラ機能の各種強化においても、第3次産業のための環境整備を念頭において進めていく。

6.2 農林水産業の生産力・付加価値向上プロジェクト

農林水産業の生産性向上と持続性実現のために、デジタル技術を活用したスマート農業の推進、生産基盤の整備・保全、一次産品の付加価値向上による「四国ブランド」の創出等の取組を推進する。また、農林水産業の高付加価値化、雇用創出、農山漁村活性化の好循環形成に向けた取組を推進する。

林業においては、生産性や安全性を抜本的に改善する「新しい林業」の展開、デジタル技術の導入、新たな木材需要の創出、国産材の安定供給体制の構築等を推進する。

(1) 農林水産業の生産力向上と持続性の実現

1) デジタル活用によるスマート農林水産業の推進

生産現場における高齢化や労働力不足等に対応し、コスト削減や高付加価値化を実現する技術革新を推進するため、AI やドローン、IoT、ロボット技術等を活用し農産物の収量増大や品質向上、超省力・低コスト化を図るスマート農業を推進する。

センサーやドローン等の IoT 技術や AI 等を活用した農産物の品質管理や出荷量・出荷時期の管理等、四国圏におけるデジタル技術を活用した先進的な取組を進めていくとともに、新産業として、そのような取組の国内外への展開を図る。

水産業の成長産業化を実現するため、ICT 等の先端技術やデータを活用した漁業・養殖業の生産性の向上や資源評価・管理の高度化のためのスマート水産業の取組を推進する。

2) 農林水産業の生産力・生産性向上

(農業生産基盤の整備・保全)

農地や農業用水は、農業生産の基礎的な資源であり、それら生産基盤の整備と適切な保管理や関連産業の育成を推進する。また、農業の成長産業化に向けて、担い手への農地集積・集約化、企業参入促進に資する規制緩和、生産コストの削減、産地収益力の向上及びスマート農業の実装に資する農地の大区画化や情報通信環境の整備、水田の畑地化・汎用化、畑地や樹園地の高機能化等を推進する。なお、これらの取組は、食料の安定供給の確保と食料安全保障の確立に資するものでもある。

必要に応じ、農地の荒廃化を防止するための放牧や鳥獣緩衝帯といった粗放的な利用等による、計画的な土地利用を推進する。

また、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用を図ることにより、優良農地の確保と有効利用の取組を推進するとともに、地域資源の維持や継承等を行い、農地の多面的機能の発揮の促進を図る。

(持続可能な農林水産業の推進)

農林水産業は生物多様性に支えられた産業であると同時に、農林水産業によって形成・維持された生物多様性もまた広く存在する。こうしたことを踏まえ、化学肥料・化学農薬の低減や有機農業の拡大等、生物多様性保全を重視した持続可能な農林水産業の実現に向けた取組を進めるほか、これらを通じた田園地域及び里地・里山への環境負荷の低減、農林水産業を通じた美しい景観の形成を図る。

農業を中心に、地球温暖化等の気候変動や環境負荷低減に資する新品種・新技術の開発を進める。また、環境に対する影響が少なく、かつ安定した農業生産が可能となる IPM (総合的病害虫・雑草管理) 技術等の更なる普及を図る。

また、全国的に強みを持つ養殖業においては、愛媛県の真鯛養殖等の持続的な養殖業の確立を図るとともに生産者が需要に応じた計画的な生産を行うマーケットイン型養殖業を推進し、長期的に漁獲を安定させ、増大させる。

3) 農林水産業の高付加価値化、雇用創出、農山漁村活性化の好循環の形成

(農林水産業の高付加価値化、雇用創出と農山漁村活性化)

中山間地域や沿岸地域・離島等の活力の中心となっている農林水産業の再生のため、農林水産業を支える担い手の確保・育成、経営所得安定対策等の「生産現場の強化」、生産、加工及び流通を通じた新たな価値の創造による需要の開拓等の「生産から消費までのバリューチェーンの構築」を推進する。

そのため、農林水産物の地産地消の取組のほか、地域の農林漁業者による農林水産物の加工、直売等による高付加価値化、観光農園、農林漁家民宿等の農林水産業を起点とした6次産業化の取組、販路の拡大を推進し、地域における新たな雇用の創出を図る。

特に、観光拠点では食事をとる観光客が多く見受けられることから、世界農業遺産・日本農業遺産認定地等と絡め、観光と農林水産業との連携を密にするとともに、観光ルートにリンクすることによって圏域外も含めた異なる地域間においても相互の連携を進め、地域の農林水産業の活性化を図る。

地域の特性を生かした複合経営等の多様な農業経営や、6次産業化、農泊、農福連携等の農山漁村の活用可能な地域資源を他分野と組み合わせること等により農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得向上と雇用機会の確保を図る取組を推進する。

（生産から販売まで一貫した農林水産業の新たなビジネスモデルの確立）

農林漁業者が生産や加工だけでなく、流通・販売までを一体的に行い、「四国ブランド」を育成・確立し、他産業とのネットワークを通じて海外への輸出につなげての販路の拡大、地域商社との連携による地域産品のプロモーションと販路開拓、大都市圏でのトップセールス、バーチャル展示会やオンライン商談会等により、生産から販売まで一貫したビジネスモデルを確立していく。

（農業の多面的機能の向上）

都市及びその周辺の地域においては、新鮮で安全な農産物の都市住民への供給、災害時の防災空間の確保、やすらぎや農作業体験の場の提供等の都市農業の持つ多様な機能が発揮され、都市住民がその恵みを享受できるよう、都市農業の振興を図る。

また、農業の本来的機能である食料等の供給だけでなく、国土と自然環境の保全等、農業や農村の多面的機能を適切に維持及び発揮させるため、中山間地域等での農業生産活動の継続及び自然環境の保全に資する農業生産活動を支援する。

大規模地震等の災害発生時においては他圏域との物流が寸断されるため、物流システムが復旧するまで圏域内での食料の自給を強いられる可能性もあり、災害発生時の食料自給を念頭においた農業生産活動を進める。

（食の安全確保）

四国圏における食の安全確保を図るため、農作物生産者のGAP（農業生産工程管理）を推進し農産物の安全性やトレーサビリティの確保を図るとともに、食品等事業者の

HACCP³⁵に基づく衛生管理を推進する。

GAP の推進に当たっては、GAP によるデータ活用の幅を広げるために、紙媒体ではなくデジタルによる記録を進め、スマートフォンのアプリ等の GAP の取組データの記録・管理ツールの導入及び利用拡大を図る。

4) 野生鳥獣被害対策の推進

人と自然とのかかわりの変化等により、森林や農地等においてイノシシ、シカ、サル等の鳥獣被害が深刻化していることから、効果的な鳥獣被害防止対策のために、四国地域野生鳥獣対策ネットワーク等による情報の共有化や広域連携を行う。また、都市の人材の活用も含めた捕獲従事者の確保・育成、クラウド等の ICT を用いた効果的かつ効率的な新技術の開発・普及、捕獲獣肉をジビエとして商品化する取組への支援等、総合的な鳥獣被害対策の取組を推進する。

(2) 持続可能な林業の展開と新たな取組の推進

1) 「新しい林業」の推進

(「新しい林業」に向けた取組の展開)

林業の生産性や安全性の抜本的な向上を図るため、エリートツリーやドローン、自動化・遠隔操作機械等の開発・普及、レーザ計測等による森林資源情報のデジタル化や ICT 生産管理システムの導入等を地域一体で行うための拠点の創出等を進め、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現を目指す。また、林業の生産性向上に向けて、森林施業や木材の輸送を効率的に行うために必要不可欠な林道等の路網の整備のほか、境界の明確化、高性能林業機械の導入といった取組を推進する。

(新たな木材需要の創出)

木材は、森林が吸収した炭素を貯蔵しているため、国内における木材の主な用途である建築物等において木材の利用を進めることは、2050 年カーボンニュートラルの実現等地球温暖化防止に貢献するとされている。

四国圏域内において、CLT（直交集成板）等を利用した公共や民間建築物の木造化、内装等の木質化を行う等の取組を進める。また、木質耐火部材等の製品・技術の開発・普及、木質バイオマスの発電及び熱利用・熱電併給の推進、改質リグニンなど木質系新素材の開発・普及等を推進し、温室効果ガスの排出削減を図りながら、四国圏の豊富な森林資源の活用に向けた新たな木材需要の創出と林業の成長産業化を進めていく。

また、住宅生産を担う大工技能者や木造建築物に携わる設計・施工者の育成、木材利用の効果の見える化等を通して、住宅における木材利用を引き続き推進しつつ非住宅分野の木造化を強力に推進し、炭素貯蔵効果の長期発揮が期待できる木材利用を拡大すると

³⁵ HACCP（ハサップ）：食品の製造・調理工程全体を通して、食中毒の原因となる危害要因（ハザード）を特定・分析し、それらを防止・低減するために特に重要な「重要管理点（CCP）」を継続的に管理する衛生管理手法。

ともに、温室効果ガスの排出削減を図り、経済・社会のGXの実現等に貢献する。

また、森林本来の役目・価値のブランディングや、木材のブランド価値向上などの取組を促進する。

2) 需要者ニーズに対応した国産材の安定供給体制の構築

競争力の高い輸入材等に対抗するため、圏域内の木材の安定的かつ持続可能な供給体制の構築を図るべく、スマート林業の推進や林道等の整備、主伐後の再生林の着実な実施等、原木の安定的かつ持続的な供給に向けた取組を実施する。

加工流通施設の高効率化等、中小規模の製材工場等における高付加価値な地域材製品の生産、細かなニーズに対応した柔軟な製品供給等の取組を推進していく。

6.3 四国の産業の次世代を担う人材育成プロジェクト

今後の活力ある四国圏形成のために、産官学の連携により次世代産業を担う人材の確保・育成を進めていく。特に、加速するデジタル技術の発達に対応できる専門人材の育成や、社会資本整備や維持管理に必要な建設業の担い手確保を推進する。

また、ダブルワーク等の多様な働き方が可能となる社会の構築や、女性、若者、高齢者等多様な人材を対象に学びや交流の場を創出しながら、次世代を担う人材の育成と活躍の促進等を図る。

(1) 産業の成長力を支える人材の確保・育成

1) 四国圏の産業の活力となる人材の確保・育成

(四国圏の産業の次世代を担う人材の確保・育成)

今後の活力ある四国圏形成に向けて、産官学が連携して、四国圏の産業界において次世代を担う中核的人材を育成していく。

様々な分野の能力をまとめてマネジメントできる人材や、地域でリーダーシップを担い地域課題の解決を行える人材、既存組織に対し「デジタル社会」へのマインドチェンジを促し新たな時代をリードする組織変革の核となる人材等の育成を図る。また、柔軟な視野と発想を持つ人材を育成するために、教育機関や企業内の育成にとらわれず、外部の教育機関、交流機会を生かした人材育成、リカレント教育やリスキリングの推進支援等を行っていく。

中小企業・小規模事業者などの人材確保への支援の継続・拡充や、人手不足の企業や成長分野の産業への人材移動の促進を図り、少子高齢化における産業全体としての人材確保を進める。

(建設業における中長期的な担い手確保・育成)

離職者の増加や、少子化等による若年入職者の減少等を克服し、将来にわたる社会資本の着実な整備や維持管理を進めるために、技術者、技能労働者の処遇や重層下請構造の改善、若者や女性が活躍できる環境整備等により、建設業における中長期的な担い手

の確保・育成を図る。

（経営資質の向上と事業承継の促進）

経営者等を対象としたセミナー等の開催により、社員・顧客・地域を大切にする経営を
実践し地域から大切にされ、永続的に成長する企業の経営者等を育成する。

市場の縮小や後継者不足等により圏域内の中小企業・小規模企業が年々減少している
ため、事業継続が困難な企業に対して、各県に設置された「事業承継・引継ぎ支援センタ
ー」等の関係者機関との連携の下、既存企業・創業希望者への事業の円滑な承継を促進す
る取組を進める。

（圏域外からの人材の確保）

大都市圏の若者を呼び込むための新たな仕組みづくりや、現在、東京圏を中心に存在
する政府関係機関や民間企業の施設、機能等の圏域内への移転・分散、バックアップを図
り、それに伴う移住や I ターンを促進する等、企業や地域を支え、新たな活力を生み出
す人材を圏域外から呼び込むための取組を進める。

2) DX や GX 人材の育成

（DX 人材の育成）

デジタル技術が進展する社会に対応するために、デジタル分野の新たな教育やリカレ
ント教育・リスキリングを推進し、実践的な人材の育成を図っていく。育成に当たって
は、DX を担う全ての人材には一定のセキュリティスキルが必要であることや、DX 推進
のリーダーとなる人材には、構想・デザイン・マネジメントスキルのほか、複数分野に一
定程度精通したジェネラリスト性などが求められ、DX の推進プロセスや各段階に応じて
必要なスキルが異なることから、産官学が連携し効果的なプログラムの提供に取り組む。
また、育成に要する時間や条件に適合する既存人材の偏在なども踏まえ、地域情報化ア
ドバイザー派遣制度³⁶などの人材シェアリングスキームの活用を推進する。

（GX 人材の育成）

企業が産業競争力を維持しながらカーボンニュートラルを達成し、グリーン成長を実
現するために、GX 推進のための知識を有し、企業の GX を巡る様々な課題に的確に対応で
きる人材の育成を図っていく。そのため、「とくしま GX スクール」のような環境負荷低
減や自然との共生に取り組む学校の認証制度など、GX 人材育成の取組を促進する仕組み
の構築を推進する。

（2）多様な人材が学び、成長し、活躍できる環境づくり

1) 多様な働き方の実践による、多様な人材の活躍促進

³⁶ 総務省による、情報通信技術（ICT）やデータ活用を通じた地域課題解決に精通した専門家を地方公共団体等
に派遣し、ICT 利活用に関する助言等を行う制度。

一人ひとりが、能力を發揮し生き生きと働ける「全員参加の社会」の実現に向けた女性、若者、高齢者等の誰もが活躍できる環境の整備を図っていくとともに、企業の競争力や地域の活力を高めるため、地域企業への就職・定着を支援し、就業率の向上と多様な人材の活躍を促進する。

少子高齢化による就業者数不足を補うために、スキルや時間面で都市部の人材と地域をつなぐシェアリングエコノミーの利活用や、1人で複数の役割を担うダブルワーク・パラレルキャリアの推進、副業・兼業の推進、個人の興味や特技を仕事面で發揮できる仕掛けづくり、サテライトオフィスやワーケーションの受入態勢づくり等を図っていく。

2) 学びの場の創出による多様な人材の育成・活躍促進

(地域における学びの場の創出による人材育成)

企業や地域の担い手の生産性や質を向上させるために、女性、若者、高齢者等多様な人材を対象とした学びや交流の場を創り出し、産業の成長を支える多様な人材を育成する。

(大学等の高等教育機関による地域で活躍する人材の育成)

大学等の高等教育機関においては、地域の企業や地方公共団体等と連携して地域が求める人材を育成し、地域の雇用創出や学卒者の地元定着率の向上を図る。また、研究成果を民間企業が速やかにイノベーションにつなげるための「橋渡し機能」の強化に取り組み、産業競争力の強化を図るための知的対流拠点としての充実強化を図る。

7. 他圏域との連携により強みを発揮する四国

7.1 他圏域との連携プロジェクト

第三次国土形成計画（全国計画）において、「時間距離の短縮や多重性・代替性の確保等」を図る質の高い交通やデジタルのネットワーク強化を通じ、国土全体におけるシームレスな連結を強化して、日本海側・太平洋側の二面を効果的に活用しつつ、内陸部を含めた連結を図る「全国的な回廊ネットワーク」の形成を図ることが「交通体系、情報通信体系及びエネルギーインフラの高質化に関する基本的な施策」として示されたことを踏まえ、近畿圏、中国圏、九州圏との交流・連携を強化するための交通ネットワークの強化、物流・人流などの輸送ネットワークの強化、新たなエネルギーの供給拠点化の推進、広域観光・インバウンド観光の促進、災害時における隣接圏域のバックアップ、また「全国的な回廊ネットワーク」の形成を契機とした大都市圏からの企業・人材の呼び込み機会の創出などについて取り組む。

また、新たな交流圏域内に留まらず、「全国的な回廊ネットワーク」による時間距離短縮効果はもとより四国圏の地域資源を生かし、全国各地へのビジネス・観光交流等の人流の促進や、商圈・販路の拡大を図ることにより、国土全体にわたる地方の活性化や国際競争力の強化につなげる。

(1) 圏域を超えた生活圏形成

瀬戸内海の島しょ部など圏域を超えたつながりのある地域の歴史・文化を次世代に継承するとともに、持続的な社会を形成するため、新たな地域マネジメントの発想に立った地域課題の解決と地域の魅力向上の観点から、官民パートナーシップとデジタルによる県境や市町村境にとらわれない生活圏の形成を推進する。公共交通や買い物、医療・福祉・介護等の生活サービス機能の維持・確保や、地域資源を生かした産業の振興、地域経済の活性化を図る。

「とびしま海道」という共通の財産を持つ愛媛県今治市と広島県呉市は、古くから密接な関係を持ち、航路・道路の多様な交通手段で結ばれ、これまでも今治市関前地区では救急体制や保育所の広域入所、ごみ・し尿処理、観光分野などにおいて両市は連携してきた。このような圏域を超えた生活圏形成により、災害・事故等発生時の代替性を確保し、観光振興・市民交流などの更なる連携を推進する。

(2) 西日本回廊形成

日本海側と太平洋側の二面を効果的に活用しつつ、内陸部を含めた連結を図る「全国的な回廊ネットワーク」の形成に向けて、日本海国土軸、太平洋新国土軸及び西日本国土軸が相互に連携することで西日本エリアの対流を促進し、シームレスに繋ぐ「西日本回廊ネットワーク」の形成を推進する。

中国圏との三海二山の南北連携や、近畿圏、九州圏との連携強化、架橋やフェリー航路も含めた複数の交通モードによる圏域間のリダンダンシーの確保に向けた高速交通ネットワークの形成・機能強化を図る。

(3) 西日本カーボンニュートラルエリア形成

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、西日本における水素・アンモニア等の新たなエネルギーの需給構造の構築やCCS³⁷の取組を推進する。

具体的には、新たなエネルギー利活用のためのサプライチェーンの形成を図るため、瀬戸内海沿岸の産業集積などの立地優位性を生かして、水素・アンモニア等の国際サプライチェーンの拠点となるカーボンニュートラルポートの形成を推進し、水素・アンモニア等の効率的な利用・サプライチェーン構築に向けた港湾・貯蔵施設やパイプライン等のインフラ整備、臨海部から内陸部への広域サプライチェーンの構築等を官民が連携して推進するとともに、CO₂排出削減が困難な産業（Hard-to-Abate 産業）が多く立地する臨海部において、官民が連携し、2030年からの事業開始を目指したCCSサプライチェーンの構築を推進する。

(4) 西日本物流効率化

西日本の他圏域と連携して、広域的な物流ネットワークの全体最適化に向けた物流効率化の取組を推進する。

³⁷ Carbon dioxide Capture and Storage の略。CO₂を集めて地中に貯留すること。

具体的には、モーダルシフトの受け皿となる内航 RORO 船等による複合一貫輸送サービスの機能強化やダブル連結トラックの普及促進、倉庫などの物流施設の機械化・自動化等の物流 DX を推進する。

(5) 西日本広域観光

観光振興による地域経済の活性化のため、「世界の宝石」とも称される瀬戸内海を共有財産とし、各圏域が有する歴史・文化等の強みを生かして、更なるインバウンドの推進や滞在交流型観光の振興など広域観光の促進を図る。

具体的には、2025 年の大阪・関西万博の開催による関心の高まりを生かした西のゴールデンルート形成の推進、しまなみ海道サイクリングロード等を始めとするサイクルツーリズムの広域的な推進、瀬戸内国際芸術祭などの芸術でつながる広域観光の推進、クルーズ船寄港によるツアー形成等を、圏域間で連携しつつ、効果的な情報発信も含めて推進する。

(6) 西日本広域防災

内閣府によると、南海トラフ地震発生時では四国圏でも震度 6 強から 7 の揺れや津波により甚大な被害が想定されており、比較的早期復旧が見込まれる中国圏からのバックアップを想定した応援・受援体制の強化が求められる。

中国圏を始めとする隣接圏域からのバックアップ体制の構築に向けて、隣接圏域との連携を強化する。道路啓開や航路啓開を迅速に実施できるよう訓練を実施するとともに、受援体制の構築などにより四国圏の防災体制を強化する。

(7) 瀬戸内海等の環境保全・再生

隣接圏域との共有財産であり、我が国最初の国立公園である瀬戸内海を始めとした美しく豊かな自然環境を次世代に引き継ぎ、持続可能なグリーン社会の実現を目指すため、多面的機能・価値を有する瀬戸内海の環境保全・再生等により生物多様性の増進及び生産性の確保を図るとともに、ブルーカーボンの拡大による地球温暖化対策や海洋ごみ対策、中山間・島しょ部の生活基盤となる産業の生産性向上に向けた取組を推進する。

第4章 計画の推進等

第1節 他計画・施策との連携

本計画を効果的に実施するため、隣接圏域の広域地方計画を始め、社会資本整備重点計画及び同計画に基づく四国ブロックにおける社会資本整備重点計画、交通政策基本計画、国土強靱化基本計画、国土強靱化実施中期計画、地方創生に関する総合戦略、地域未来戦略における地域の戦略産業クラスター計画及び地域産業成長プラン、防災基本計画、南海トラフ地震防災対策推進基本計画、国土利用に関する諸計画、半島地域及び離島の振興に関する方針等の各種計画との整合を図り、連携を強化する。

第2節 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、四国圏広域地方計画協議会の構成員を始め関係機関が、十分に連携・協働を図りつつ、本計画が描く四国圏域の将来像の実現に向けた各種施策の展開・具体化を推進する。

また、今後の地域整備等においては、厳しい財政事情や長期的な投資余力の減少等を踏まえ、国土基盤投資や「四国地域広域リージョン連携宣言」の取組を始め各種施策を重点的・効果的に推進する。

本計画の実効性を高め、着実な推進を図るため、プロジェクトごとに担当を定め、目標を共有し、その更新等も踏まえて、協議会において毎年度、各種施策の展開・具体化、進捗状況の検証等を行うとともに、その推進に向けた課題への対応等について検討する。

第三次国土形成計画（全国計画）の政策評価等に併せて、本計画の実施状況を評価し、計画の見直し等必要な措置を講ずる。

これらの実施においては、地域の関係主体の連携・協働を図るため、四国圏広域地方計画協議会の構成員により十分議論しながら推進するものとする。